

## 令和3年第6回鮫川村議会定例会会議録目次

### 第1号（12月13日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
議事日程の報告	3
諸般の報告	3
村長挨拶	3
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
一般質問	6
北 條 利 雄 君	6
森    隆 之 君	25
前 田 武 久 君	34
関 根 浩 治 君	42
遠 藤 貴 人 君	53
宗 田 雅 之 君	61
議案第66号～議案第68号の上程、説明	75
議案第69号～議案第76号の上程、説明	76
議案第77号の上程、説明	82
散会の宣告	82

### 第2号（12月16日）

議事日程	83
------	----

本日の会議に付した事件	8 4
出席議員	8 4
欠席議員	8 4
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	8 4
職務のため出席した者の職氏名	8 4
開議の宣告	8 5
議事日程の報告	8 5
議案第 6 6 号～議案第 6 8 号の質疑、討論、採決	8 5
議案第 6 9 号～議案第 7 6 号の質疑、討論、採決	8 6
議案第 7 7 号の質疑、討論、採決	9 0
議会運営委員会の閉会中の継続審査申し出について	9 1
日程の追加	9 1
議案第 7 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 2
閉会の宣告	1 0 1
署名議員	1 0 3

第 6 回 定 例 村 議 会

( 第 1 号 )

## 令和3年第6回鮫川村議会定例会

### 議事日程(第1号)

令和3年12月13日(月曜日)午前10時開会

- 日程第 1 村長挨拶
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 議案第66号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例  
提案理由の説明
- 日程第 6 議案第67号 鮫川村税特別措置条例の一部を改正する条例  
提案理由の説明
- 日程第 7 議案第68号 鮫川村国民健康保険条例の一部を改正する条例  
提案理由の説明
- 日程第 8 議案第69号 令和3年度鮫川村一般会計補正予算(第6号)  
提案理由の説明
- 日程第 9 議案第70号 令和3年度鮫川村国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算  
(第3号)  
提案理由の説明
- 日程第10 議案第71号 令和3年度鮫川村国民健康保険特別会計(直診勘定)補正予算  
(第4号)  
提案理由の説明
- 日程第11 議案第72号 令和3年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)  
提案理由の説明
- 日程第12 議案第73号 令和3年度鮫川村集体排水事業特別会計補正予算(第2号)  
提案理由の説明
- 日程第13 議案第74号 令和3年度鮫川村介護保険特別会計補正予算(第2号)  
提案理由の説明

日程第14 議案第75号 令和3年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第3号）

提案理由の説明

日程第15 議案第76号 令和3年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

提案理由の説明

日程第16 議案第77号 村道路線の認定について

提案理由の説明

---

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

---

出席議員（10名）

1番	関根浩治君	2番	森隆之君
3番	遠藤貴人君	5番	堀川照夫君
6番	北條利雄君	7番	関根英也君
8番	前田雅秀君	9番	前田武久君
10番	宗田雅之君	11番	星一彌君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	関根政雄君	副村長	渡邊直樹君
教育長	武藤誠君	総務課長	齋藤利己君
住民福祉課長	鈴木隆寛君	農林商工課長	星徹君
地域整備課長	舟木正博君	教育課長	渡邊敬君

---

職務のため出席した者の職氏名

議事局長	古舘甚子	書記	矢吹かおり
------	------	----	-------

---

◎開会の宣告

○議長（星 一彌君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達していますので、ただいまから令和3年第6回鮫川村議会定例会を開会します。

なお、報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

---

◎開議の宣告

○議長（星 一彌君） これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（星 一彌君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

---

◎諸般の報告

○議長（星 一彌君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長、古舘甚子君。

○事務局長（古舘甚子） 諸般の報告をいたします。

本議会に村長及び教育委員会教育長に出席を求めました。

受理しました請願・陳情等は、配付してあります請願・陳情等文書表のとおりです。

村監査委員より例月出納検査結果及び定期監査結果の報告がありましたので、その写しを配付してあります。

次に、出張関係であります。

お手元に配付しました報告書に概要を記載してありますので、これをもって報告といたします。

また、村長より行政報告書が提出されましたので、その写しを配付しました。

以上であります。

○議長（星 一彌君） これで諸般の報告を終わります。

---

◎村長挨拶

○議長（星 一彌君） 日程第1、村長より挨拶の申出がありましたので、これを許します。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 皆さん、おはようございます。ありがとうございます。

令和3年第6回鮫川村議会12月定例会の開催をお願いしましたところ、全議員ご出席の下に、議案の審議をいただきますことに厚く御礼を申し上げます。

さて、世界はもとより、日本の経済と国民の健康を大きく揺るがした新型コロナウイルス感染も、国内や県内の発症率は落ち着きを見せているところではありますが、新たな強力なデルタ株の国内感染者が確認されるなど、緊張感が高まっております。本村としては、さらに第3回目の接種につきまして、国の趣旨に基づいて、ワクチンの供給見込みをにらみながら、村民への接種希望を取りまとめているところでもあります。引き続き、年末年始の感染防止の対策を強化していただくことをお願いしているところでもあります。

さて、今年度の新規事業として、若者の柔軟な発想とアイデアを発揮していただく中高生未来ジュークや、鮫川デザインと称して若者創出会議を開催したところでもあります。青年たちの自由なご意見と将来の村づくりへの提言も多数寄せられ、今後の発展的な活動も大いに期待され、頼もしい限りでもあります。今後は、産業の担い手である農業者担い手懇談会の開催も予定しているところでもあります。継続的な若者力アップと担い手育成に大きくつなげていきたいと考えております。

次に、年々厳しくなる財政の健全化の一つとして、不要である公共施設や資産等の処分、取壊しにつきまして計画的に推進してまいりましたが、長年、売家としてまいりました越虫医師住宅につきましては、販売努力の末、購入希望者が複数応募されまして、現状のまま、こちらの提示価格において販売契約をさせていただいたところでもあります。今後も、財政逼迫する中、引き続いて借地等の購入、また値下げの交渉にも強く対応してまいりたいと考えている次第であります。

さて、今定例会でご審議をいただく議案についてであります。条例の改正議案が3議案、令和3年度の一般会計・特別会計の補正予算の議案が8議案、村道の認定1議案を上程させていただきました。各常任委員会にて慎重なる議案調査をしていただきますようお願いを申し上げます。

さらに本定例議会におかれましては、6名の各議員より13件の一般質問を通告していただいております。各質問に通告していただきました各議員の皆様には、深く感謝を申し上げます。

すとともに、誠意をもって答弁をさせていただき覚悟であります。

提出しました議案につきましては、十分に審議をいただき、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます、ご挨拶といたします。

○議長（星 一彌君） これで村長の挨拶が終わりました。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（星 一彌君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、鮫川村議会会議規則第120条の規定によって、

9番 前田武久君 及び

10番 宗田雅之君

を指名します。

---

◎会期の決定

○議長（星 一彌君） 日程第3、会期の決定の件についてを議題といたします。

会期につきましては、過日、本定例会の招集に当たり、議会運営委員会が開かれております。その結果について、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、北條利雄君。

〔6番 北條利雄君 登壇〕

○6番（北條利雄君） 去る12月6日午後3時より、議会運営委員会を開催し、令和3年第6回鮫川村議会定例会の運営について協議をしましたので、その結果についてご報告いたします。

本定例会の案件は、条例案3件、補正予算8件を含む村長提出議案12件です。このほか要望書1件は鮫川村議会運営に関する基準第129条の規定により議員配付いたしました。

次に、一般質問ですが、6名13件の通告があり、いずれも通告どおり質問を許可すべきものと認めました。

会期については、本日12月13日から16日までの4日間とし、日程についてはお手元に配付してあります日程表のとおりであります。

この会期、日程等にご賛同を賜り、円滑な議会運営ができますよう議員各位のご協力をお願い申し上げます、ご報告といたします。

○議長（星 一彌君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおりにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から12月16日までの4日間と決定いたしました。

---

◎一般質問

○議長（星 一彌君） 日程第4、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

---

◇ 北 條 利 雄 君

○議長（星 一彌君） 6番、北條利雄君。

〔6番 北條利雄君 登壇〕

○6番（北條利雄君） 6番、北條でございます。今般の定例会におきまして、3点の質問をいたします。

質問に先立ちまして、さきの衆議院議員選挙で県内5選挙区に10名の立候補者のうち、選挙区5名、比例復活4名の9名が当選を果たされました。特に3区は、10増10減の定数見直しにより、玄葉光一郎氏と上杉けんたろう氏の戦いは最後であったのかもしれませんが。お二人には、国政とともに県内、県南地方郡内、本村の発展にご尽力、ご活躍をいただくことをご期待申し上げたいと思います。

それでは、質問いたします。

第1点は、令和4年度施政方針と予算編成についてであります。

新型コロナウイルス感染症を機に、社会全体が急速なスピードで変化しております。デジタル技術を活用した働き方の推進、環境問題への意識や、地方での暮らしへの関心の高まりなど、未来に向けた変化が大きく動き始めております。

令和4年度予算編成に当たり、村民の安全・安心を守ることを最優先に、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期すとともに、村民ニーズ、必要、要求、需要などを十分に見極め、あらゆる面で社会の在り方が大きく変わる時代の転換期にあることを強く認識し、行政サービスを提供していく必要があります。

国はポストコロナ、コロナウイルスが社会に存在していることを前提として、これからどう共存していくかへの持続的な成長基盤をつくるため、未来を開く4つの原動力として、1つは、グリーン化、簡潔にいうと環境に優しい経済のことで、地球温暖化をはじめとする環境問題に伴うリスク、危険の生じる可能性、危険や自然資源・生態系などが回復不能なほど損なわれないよう環境保全と経済成長の両立を図ることで、2つ目のデジタル化、IT・デジタル機械を活用する環境の進化により、様々なヒト・モノ・コトの情報がつながることで、競争優位性の高い新たなサービスやビジネスモデル、商品やサービスなどの付加価値の提供と、それによって得られる収益の獲得の仕組みを実現すること、プロセス、経過やその過程の高度化を実現することです。3つ目は、活力ある地方づくり、4つ目は、少子化対策を具体化して強力で推進するとしています。

地方公共団体が取り組むべき事項も数多く挙げております。本村財政を取り巻く状況は、今後も厳しいものになると考えられます。このような状況の下、新型コロナウイルス感染症を乗り越えて、村民本位の各種施策を推進していくため、さらなる健全な財政運営に向けた取組が必要であります。質の高い行政サービスを継続的かつ安定的に提供していく観点から、中長期的な視点の下、複数年度を見据えた上での対応も必要となります。地域の活性化と人口減少抑制を目指す新たな地方創生の取組は、自然災害に対する防災・減災対策など、多岐にわたる諸課題への対応が求められております。

さらに米価の下落、原油価格の高騰、諸物価の値上げなど、村民生活に与える影響は多大なものがあります。このような状況下、新年度予算編成作業が本格化していると思われま。歳出削減路線を堅持すると同時に地方再生の施策を実現することなど、多くの課題が山積みしております。

本村の令和4年度予算編成に当たり、予算編成の基本方針と主要な重点施策、歳入歳出見込みと今後の財政見通し、経営健全化と財政規律の強化を1点目にお伺いいたします。

なお、令和4年度予算編成の資料を事前に提出いただいております。ありがとうございました。

それでは、1問目の質問の答弁をお願いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） ご質問ありがとうございます。

それでは、6番、北條利雄議員の1つ目のご質問、令和4年度の施政方針、さらに予算編成につきましてのご質問にお答えを申し上げます。

初めに、予算編成の基本方針と主要な施策、歳入歳出見込みと今後の財政見通しについてであります。

歳入歳出見込みと今後の財政見通しにつきましては、本村の令和2年度一般会計決算における実質収支額は、約2億7,249万円と前年度を1億4,789万円上回るとともに、令和2年度決算に基づく実質公債費比率及び将来負担比率の健全化判断比率は、いずれも国が定める各健全化標準を下回る状況にあります。財政調整基金は総額3億7,007万円を積み立てて、積立金拠出处分額は、こどもセンター運営費や災害復旧事業費に充てるため2億6,890万円となっております。

令和2年度一般会計における村債残高は25億754万円で、前年度との比較では2億724万円、前年度比7.6%減少しております。新たな起債につきましては、1億3,527万円で、過疎対策事業債及び臨時財政対策債が減少したために、令和2年度の起債額全体としては、昨年度比4,122万円減、率にして23.3%の減となっております。

このような状況の中で、地方交付税につきましては、総務省の令和4年度概算要求では総額17兆5,008億円、対前年比1兆3,075億円、前年度比で7.4%の増となっておりますが、たび重なる大規模自然災害に伴い、一般財源の確保は厳しい状況になることが想定されます。

このような状況の下、来年度の予算編成につきましては、第4次鮫川村振興計画後期基本計画が3年目を迎え、後期基本計画に掲げたそれぞれの指標達成に向けて具体的な成果につながる取組や村民主体の村づくりにつながる取組、さらには新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めながら、社会経済活動の維持、再生に向けた取組が求められており、引き続き推進してまいりたいと考えております。

また、平成28年度に策定しました鮫川村人口ビジョン総合戦略にて、令和7年に3,145人と推計した人口は、出生数の減少や村外への転出者数の増加などを背景に、既に今年度9月で3,131人と5年前の推定人口は既に4年も前倒しをして激減している状況にあります。持続可能な村づくりに大きな影響を及ぼし、村の崩壊につながりかねない重大な局面を迎えております。

こうした状況に少しでも歯止めをかけるために、移住・定住や子育て支援の強化などに資する取組に対しては、特に早急な取組が求められることから、予算編成に当たっては、人口減少に歯止めをかける若者定住、子育て支援を令和4年度の重点施策として位置づけ、優先

的に予算配分をする旨を先月、職員にも指示をしたところであります。

予算要求に当たりましては、1つ、第4次振興計画後期基本計画の実施計画の点検、結果に基づく予算編成を行うこと。2つ目、職員一人一人が、本村が置かれている財政状況を認識しながら、要求する事業における行政関与の必要性や費用対効果を十分に検証すること。3つ目は、当初予算は年度間の見通しに立って編成すること。4つ目、事業の優先順位を行い、財政負担の平準化を図ること。

これらの視点に十分留意しながら、持続可能な鮫川村の創造に寄与する事業計画の提案とそれに伴う予算要求を行うよう指示をしたところであります。

次に、経営健全化と財政規律の強化についてであります。

経営健全化につきましては、市町村財政の早期健全化や公営企業の経営の健全化などを目的とした地方公共団体の財政健全化に関する法律に基づき、地方公共団体の全ての会計の収支状況、借入金の償還、負担の大きさ、将来負担しなければならない経費の大きさなどを健全化判断比率等の5つの指標で算定し、その団体の財政状況に関する情報を広く開示するものとしております。

本村では、令和2年度決算における実質赤字比率等、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、資金不足比率とする5つの健全化判断指標の全てが早期健全化判断基準を下回ることで、経営が健全であることを示しておりますが、社会経済情勢の動向など不透明な部分が多く、収束の見えない新型コロナウイルス感染症の影響などにより、地方税収入の減少に伴う一般財源の確保は、引き続き厳しい状況が続くものと認識をしておるところであります。財政健全化判断比率の状況に十分、今後も注意を払いながら、予算編成に必要な財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

本村の財政は、財政構造の弾力性を示す経常収支比率が近年80%台で推移することなど、硬直化が進んでおり、財源不足の状況は解消できておりません。財政調整基金など各種基金に頼らなければ、当初予算が編成できずに、収支バランスが保てていない状況にあります。このために、各事業の実施に当たりましては、財源の確保と同時に経費削減も必要なことであり、不要不急な支出は避けるとともに、例年実施している事業であってもゼロベースから見直すように点検を強化するなど、本村の経営健全化と財政規律の強化に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、北條議員の1つ目のご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） 今、令和4年度の施政方針と予算編成について伺いました。さらに資料も提出いただきました。ありがとうございます。

この中で、令和4年度の重点施策として、人口減少に歯止めをかける若者定住、子育て支援というのが重点施策として述べられました。これらについての具体的にどのように重点施策として令和4年度進めていくのか、細部、大きな項目で結構です。細かいところは答弁を求めませんが、大まかな重点施策となる部分での計画がおりかどうかも含めてお答えいただきたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 再質問ありがとうございます。

新年度の重点事業として、既に約半月前の新聞にも大きく取り上げられましたが、急激な人口減少ということで、本村は4年、5年も早く、人口ビジョン総合戦略の人口の減少計画から早く減少しております。大変危機的な状況であります。

まず1つは、転出ですね。転出者がここ過去2年で、元年度は101人、令和2年度、88人と、転入者は50名程度なんですけど、その中で、出生率といいますか、子供さん生まれる数が、2年度が13人と。この自然減少、自然に人口が減っていく、これは致し方ないところでありますが、私が大きく危機感を持ったのは、家族をお持ちで生産年齢人口の若者が村を後にするという現象がここ前から急激に進んでおりました。令和元年度は5組、そしてまた令和2年度は7組の若い家族が、様々なご事情ありますが、村を後にしているということで、まさにこの現象を何とかして食い止めなくてはならないということで、第4次振興計画のヒアリングのときにも、各職員全員にこの定住人口、子育て支援の強化ということで、文書をもって指示をいたしました。

その対策の一つとして、まず結婚を希望している、真面目に結婚したいと思っている方々への村独自の支援策、これを強化しなくてはなりません。

次に、2番として、今結婚されてお祝い金を3万円お渡ししているんですが、こういったお祝い金の見直し、さらには出産祝い金、第1子、第2子、第3子と出産祝い金をもう一度見直して、今子供3人いらっしゃるという村民は本当に少なくなってきましたが、今後、村で出産をして、村の支援策をもう既に他町村では実施しておりますが、そういった出産祝い金の見直しも指示をいたしております。

さらには4番目として、既に村では今実行しておりますが、小中学校の入学祝い金、これも非常に喜ばれておりますが、こちらの支援策を継続する、またどういう形かで見直す。

さらには5番目として、公営住宅の家賃。若者が、収入が高くなるとどうしても家賃が高くなる仕掛けになっておりますが、これは法で決められていることなので、仕方ありませんが、そういった子育て中の方々が家賃が高くなって村を出ていく現象、これが起きておりますので、そういった住宅の若者の支援策を考えていただきたいと。

それと6番目として、住宅取得、それから既に村では村独自の施策。あと、県の移住・定住の補助金施策も村民には交付をしておりますが、住宅等中古住宅のリフォーム取得、リフォームにかけての支援。

そして、7番とすると、人口減少における定住促進と子育ての諸提案。今若手、若いといえますかね、係長以下の、係長以下ですから主査ですね、若い職員たちが各課からプロジェクトチームを10人編成で今この子育て支援のプロジェクトチームを立ち上げて、彼たちももう既に2回会議を重ねておりますが、年度末までに、どうやったら若い人たちがこの村に残っていただけるのか、そしてまたこの鮫川村が大好きだという青少年を増やすことができるのかという庁舎内の内部的なプロジェクトチーム、今立ち上げて、議論をしていただいております。

しかし、これは年度末で一過性のものでなくて、今後、永遠にやっぱり続くものでありますから、そういった意識の中で、どうやって人口を維持していくのか、さらには国が推し進めている定住・子育て支援という今、地方創生の新たな戦略が国としても確立されてきておりますので、国・県との情報収集を絶えず持ちながら、今後のために定住促進を進めていきたいなと思っております。

本村の場合には、子育て支援は他町村と比較すると決して劣ってはいないんです。前に課長に調べていただきましたが、3人の子供が義務教育終わるまでに、うちでどのくらいの支援があるかというところを調べてもらって、3人の子供さん、15年で437万支援できています。これはもう様々な紙おむつの件から、あと高校生の就学支援も含めて、他町村よりも手厚いものであります。しかしながら、本村の場合には、ここまで若者の生産年齢人口が村外に出ていってしまうという現象を食い止めなくてはなりません。これにまた大きく力を入れて、若い人たちと一緒に情報を交換しながら、どのような施策がいいのかということは皆さんのお知恵もお借りしたいし、年度末にプロジェクトチームの答申が出ますので、それもまた見ていただいて、さらに、どのようにすれば人口を維持できるのかということとまた一緒に協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） 村の重点施策、お答えいただきました。

人口減少に歯止めをかけ、若者定住、子育て支援を重点とするということで、村の振興計画、さらには総合戦略などにも述べておられますが、今村長お話ししたとおり、具体的にもうちちょっと重点的に施策を展開するというお話でした。

予算編成のほうで私、最初に質問したとおり、国で言っているグリーン化、それからデジタル化、それから3つ目に活力ある地方づくり、4つ目は少子化対策、国では言っている少子化対策の中にもあったとおり、村でもそれらに対応して、さらに若者定住、子育て支援を展開するんだよということで、ぜひ強力に進めていっていただきたいんですが、今のこの質問と関係あるかないかはちょっとあれなんですけど、今、国では18歳未満に特別に給付金を出すということで、いろいろ議論があって、現金給付なのかクーポン券給付なのかという話ですが、現段階で村長はどのような形で18歳未満の家庭に給付するのか、お答えいただければと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 既に10万円の給付金の5万円の現金給付につきましては、今般の議案にも上程させていただいておりますが、今残りの5万円のクーポンを各自治体にお任せするというようなところまでできておまして、現金で頂きたいというような首長の考え方がマスコミにどんどん登場しておりますが、私としてもこの5万円のクーポン、ある市長はこれにおっしゃっておいりました。国民を信頼していないのかと、貯金してしまうと、地域のために使われないのではないかと、地域振興にならないのではないかとということを国は国民を信用していないという反発をしておりますが、あれだけの状況で国がそのまま推し進めるのか、さらには自治体にお任せということであるのか、私もちょっと疑問を呈しております。

ただ、本村の場合には、人数も少ないとあって年度内には各手続は終わろうかと思っておりますけれども、大きな市町村にとっては、年度末までは終わらないということで現金でということではありますが、この件につきましては、私も内部的に協議をして国に申し上げたいと、こちらの意向を表明したいと思っております。品物がいいのか、クーポンがいいのか、現金がいいのか、多分、若いお母さんたちは現金のほうがいいと。若い子育て中の方は、そのほうがいいという意向を多分示されると思いますので、その件につきましても、慎重に国の動向を見ながら判断していきたいと思っておりますし、私もクーポンではなくて、クーポンを発行するために、約倍以上、約1,900億円以上のお金がかかると言われておりますから、果たしてそ

こまでのお金を投じるならば、現金で手厚くしていただいたほうが良いという考えであります。今後、また内部でも国の動向を見ながら判断をしていきたいと思っております。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） 現在、執行中の令和3年度の予算、それから次年度に向けての令和4年度の予算編成、大変な時代で本当に財政も豊かでないこの村、予算編成も大変ご苦労されているんだと思うんですが、やはり防災・減災なども含めた多岐にわたる諸課題、やはりきちんとした対応をした予算にさせていただきたいと思います。

さらに、先ほど質問で述べたとおり、この米価の下落とか原油価格の高騰、それから物価の値上げ、本当に村民の人たち大変ご苦労されているし、これからどうなるのかという不安が先に立っている状況があります。そういうことで、令和4年度に向けて、さらにしっかりとした予算編成を立てて、前向きな行政施策を実施させていただきたいと思います。

それでは、次に移りたいと思います。

次に、2点目です。

行政のデジタル化についてであります。

国にデジタル庁が新設され、自治体のデジタル化を推進するための予算を5倍以上に増額する方針を固め、多額の財政的支援が展開されます。本村も準備を進められているものと思われま。

デジタル化は、単なる業務のICT化、デジタル機械や情報化によるテクノロジー、科学技術や科学的知識を運用する方法を取り入れる改革を進めることでもあります。IT化のように、デジタル機器を活用する環境をそろえるだけではなく、少子化対策を具体化して強力に推進する、人と人もつないでいくコミュニケーション、情報伝達が含まれております。これらは、住民本位の行政、地域社会を実現するプロセス、経過や過程と言われております。より一層住み続けたい村になるために、どのような行政サービスであるべきかを描き、デジタル技術を活用し、実現していくというものであります。財政が逼迫している中、業務プロセス改革による業務量削減は、デジタル化そのものが目的になってしまいがちでもあります。多額の予算と労力をかけ、システム、組織制度、体制、システムを置き換えたものの、あまり大きな成果が得られず失敗に陥ることも懸念されるところであります。

デジタル化推進に当たっては、住民サービスの向上や所内の業務効率化、職員の創造性の向上といった観点で、具体的な目標を設定し、組織、業務、システムの改革を統合して進めていくこととなります。既存の仕事の進め方や組織体制にとらわれずに、新しい行政の在り

方を構想し、それに向けて改革を推進していくプロジェクト、目標を達成するための計画であります。

先進自治体では、首長直下に担当部署を設置する、またはそれ相応の権限を担当部署に置いている例が多くあります。また各課から若い職員を抜てきし、全庁に横ぐしを通すチーム体制を取っているところもあります。いずれにせよ、トップがデジタル化に取り組む強い意思を持ち、体制に反映されることが必要であります。

また、改革を牽引する人材には、最新のデジタル技術だけでなく、組織や業務の改革を推進するマネジメント、管理や経営能力が求められます。庁内に適任の方がいれば理想的であります。そのような人材を正職員雇用するのは一般的には困難であります。かといって、ITベンダー、IT製品を販売する企業に任せっきりにするのでは、デジタル化の実現はやはり難しいと思われれます。デジタル化を成功させることによるメリットやコスト削減効果を考えれば、他の先進自治体でも見られるように、優秀な人材を外部からの抜てきが考えられます。

本村のデジタル化の成功の鍵は、組織体制と人材であり、早々の準備が必要と考えます。行政のデジタル化について、1つは、デジタル化の組織体制と推進体制について、2つ目は、デジタル化を牽引する旗振り人材の確保についての2点、どのように考えているかお伺いをいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 6番、北條利雄議員の2つ目のご質問、行政のデジタル化についてのご質問にお答えを申し上げたいと思います。

一昨日、監査の講評ありまして、できるだけ横文字を使わないで分かりやすくしなさいという監査講評がありました。しかしながら、今どう見ても横文字がどんどん出てくるので、なかなか私どももその言葉出るたびに辞書引きながら、今インターネットですぐ出てくるんですが、横文字が出てきますので、どうかご勘弁いただきたいと思っております。

総務省は、令和2年12月に、自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画、DXというんですね、デジタル・トランスフォーメーションを策定しております。この中で、政府においてデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針が決定され、目指すべきデジタル社会のビジョンとして、デジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶこ

とができ、多様な幸せが実現できる社会、誰一人取り残さない人に優しいデジタル化が示されました。

行政サービスにつきましては、デジタル技術やA I等の活用により、住民の利便性を向上させ、業務効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていくことが求められております。さらにデータが価値創造の源泉であることについて認識を共有し、データ様式の統一化等を図りつつ、多様な主体によるデータの円滑な流通を促進することにより、行政の効率化・高度化を図るとともに、多様な主体との連携により、民間のデジタルビジネスなどの新たな価値等が創出されることが期待されております。政府において決定されたデジタル・ガバメント実行計画、デジタル・ガバメントということなんです。すぐに使えると、簡単で便利だという行政の電子化ということだそうですが、そのような実行計画における自治体の情報システムの標準化・共通化など、デジタル社会構築に向けた各施策を効果的に実行していくためには、国が指導的に役割を果たしつつ、自治体全体として足並みをそろえて取り組んでいく必要があります。

そこで、総務省は、デジタル・ガバメント実行計画における自治体関連の各施策につきまして、自治体が重点的に取り組むべき事項、内容を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策を取りまとめ、自治体D X推進計画として策定し、デジタル社会の構築に向けた取組を全自治体においても着実に進めていく必要があると考えて、対象期間を令和3年1月から令和8年3月までとしております。また、総務省では、自治体が国の施策展開を踏まえつつ、着実にD Xに取り組めるよう、昨年7月に自治体D X推進手順書を作成し、全国統一的な取組となる自治体情報システムの標準化・共通化及び自治体の行政手続のオンライン化については、作業手順を示す手順書を作成するとともに、自治体事例をまとめた参考事例集を提供しております。

自治体D X推進計画の重点取組事項といたしましては、情報システムの標準化・共通化として自治体の主要な基幹系17業務、例えば住民基本台帳、介護保険、後期高齢者医療、生活保護、児童扶養手当、固定資産税、個人住民税等、デジタル庁が策定する基本方針によって、関係省庁において作成された標準仕様に準拠したシステムに移行をしたり、国民の利便性向上に資する手続について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能にする手続として、子育て15手続、介護11手続、被災者支援として罹災証明書及び自動車保有4手続の計31手続をマイナポータルを活用した行政手続のオンライン化を計画しております。また、マイナンバーカードの普及促進、A I・R P Aの利用促進、R P Aという

のはロボットによる事業化で事業効率を上げるということらしいんですが、RPAの利用促進、テレワークの推進、セキュリティー対策の徹底などを計画しております。

以上のことから、本村といたしましても、国の示す計画には対象期間が設定してありますので、その期間内に対応できるように庁内での連携調整を強化し、職員が一丸となって取り組む体制により推進することが理想であると考えております。デジタル化の組織体制と推進体制、また牽引する旗振り人材の確保につきましては、DX推進に向けて、まずは職員がDXの必要性、趣旨について、デジタル技術やデータを活用して村民の利便性を向上させるとともに、業務の効率化によって人的資源を住民サービスのさらなる向上につなげていく点が重要であると考えております。

今後、ICTに関する職員研修を進め、新しいデジタル技術の活用に向けた全庁横断的なワーキング・グループの可能性など、DXを進める上での体制面での検討を重ねてまいりたいと考えております。また、DX推進の人材確保につきましては、国におきましてはCIO、最高情報責任者ということらしいんですが、と外部人材の活用によりまして、それを補佐するCIO補佐官を中心とする体制が推奨されているところでございますが、まずは本村の状況を踏まえて、村民にとって最適な行政サービスのデジタル化を進めていくために、どのような人材が必要になるのか、他の自治体等の動向も踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

よろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上で、北條議員の2つ目のご質問の答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） 行政のデジタル化にあります、今村長が答弁のとおり、デジタル庁ができて、末端の地方自治体ももう完璧にデジタル化推進進めていくということで、今までも行政がいろんな施策の中で情報化、コンピューター化、機械化進んできておりましたけれども、やはり本格的にもっと進めた形でのデジタル化を進めるということで、村でもこれから足りない部分も含めた準備を検討しているということですが、やはり今までもそうですが、ほとんどデジタル化の中では、本当に担当課がね、機械を設置したりするのが主眼であって、行政全体を本当にデジタル化のやつの仕組みも含めて知っているのかといたら、ほとんど知らないだと思ふんです。例えば、住民課の戸籍関係も含めてそういうようなものは、住民福祉課の職員は知っているけれども、そのほかの人はさっぱり分からない。そんなのできるんですかと言う職員もいる。

そういう部分では、やはりこの国がデジタル庁までをつくって地方自治体の改革を進める中で、やはり職員が知らないけれども、住民は余計に知らない。先ほど村長も言ったとおり、横文字がいっぱいあるって、当然私も、この横文字を質問するのに勉強させていただきましたけれども、難しいです。これ、村民の人たちに、デジタルが何だと言っていたら、デジタル部の一つの言葉としても意味を説明しなければならない、時間かかるわけです。

ただ、本格的に今、国で期間を決めたデジタル化を推進する中で、やはり言葉だけじゃなくて、言葉も当然説明はしなきゃならないんだけど、やはり職員自らがこのデジタル化についての中身、きちんと本当に職員は最低限知ってほしいと思うんです。じゃないと、やはりどこかの担当主幹か任せで進んじゃって失敗する可能性があるわけですよ。そういうことは絶対やっちゃいけないと思いますし、大きな財政的な予算が投入されると思うんですが、やはりこれを成功させるのは、先ほど私も質問したけれども、職員の中でそれを牽引する人がいれば最高なんです。いればですよ。だけれども、なかなか難しいんじゃないかなと私は思うんです。やはりある程度内容を熟知した外部からの登用だって考える必要があるんですが、そういう部分で、外部からの登用というのは考えないで内部から登用するつもりかどうか、その辺で村長がどのように考えているか、ちょっとお話しいただけますか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） どんどんとシステムが、国の施策が変わると、システムを導入しなければならなくなっているんですね。それに対して、ベンダーからの見積りがどんと届くわけなんですけど、国からの支援金があるからということで、私どももベンダーの、悪く言えば言いなりといいますか、システム導入をするわけなんですけど、デジタル化の一番の目的は何かという、やはり省力化だと思います。それと、もう一つは、分かりやすく、早く、手をかけなくても正確な情報を共有できるということが大きな目的だと思いますし、デジタル化することによって職員が困惑してはならないと思います。

先般、私はそういった専門分野は民間の力をお借りしたいと思っております。先般、本村の指定金融機関、大手の銀行ですが、指定金融機関のこの分野にたけているエキスパートの方々が、一定の期間にわたって、本村の職員と一緒に、このデジタル化、それからこの情報をどうやって分析していくのかというセミナーを終わりました、四、五日前にその報告いただいたところですが、やっぱり職員は分からないでは済みません、済まされないんですね。ですが、やっぱり分からない部分は、専門業者、民間の力をお借りして構築することによって、本当に実質的に職員も中身まで分かる、そして分析して解明できる職員をやっぱり育て

なくてはならないかと思えます。

どうしても、やっぱり牽引というか、牽引って強く引くの牽引じゃなくて、難しいということ遠ざかってしまうところが私たちもどうしてもあるんですが、これからのマイナンバーの導入、本村もマイナンバーはまだ30%台で、非常に他市町村から比較すると低い加入率なんです。今後、また高めて、マイナンバーでも非常に今後、また国の方針とすれば、マイナンバーカードで必要以上のサービスが受けられる時代にも突入しておりますから、基本的には私も、人材投入というのは、さらに今後、また民間の力もお借りしながら、そういったエキスパートの派遣も併せて推進してまいりたいと思えますし、今、住民福祉課に企業人の派遣をして、民間の方から1人3年間という、そのようなお手伝いをいただいておりますが、今後、また人事間交流も必要ですし、またデジタル化に関しては、やはり分からないでは通り抜くことができませんので、職員も含めて教育を徹底していきたいと考えております。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） 行政のデジタル化、前の定例会には、教育委員会関係の小中学校のデジタル化も含めて大変な、そういう時代に突入してきました。全て行政がやるのには、ITベンダー、要するに企業製品を扱う業者に任せっきりになるような感じがしてならないんですね。ところが、運用する職員も、教職員も、それを活用する子供たちも結構、戸惑いながらやっているのじゃないか。意外と機器を導入すれば物事は解決って思われているので、やはりこれは利用があって十分に村民がいろんなサービスを受けるために利用できることで、施策が成功したのかなと思われるんですよ。

前まで、私も担当したことありますけれども、機械を設置するとかデジタル化をするという部分で、それがもう最大限の目的になっているんですね。これは全く違うんで、最終的には、それをやっぱり活用して利用して自分たちのサービスの向上に役立てる、そういうことをやらなきゃならないんですが、意外と途中の導入だけのデジタル化にただけで終わっちゃうというのがあるんですね。やはりそういうことをやっちゃならないと。国だって、デジタル庁までつくったんだから半端なことはしたくない。きちんと全国隅々まで、その体制でこれから進むんだよということになっています。

やはりそれを追いかけるじゃないけれども、村独自の、本当に住民サービスがデジタル化によって、さらに向上できるような努力をしていただきたいんですが、先ほど国は一応、デジタル化の年数のある程度目安として決めています。村では目安としてどのぐらいの年数

をかけてそこを整備されていくのか、すぐ来年やるというわけにはいかないんでしょうけれども、その辺の見通し、期間の。それをご答弁いただきたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 見通しですか。

担当課長、副村長どちらか、答弁願えますか。

では、副村長。

○議長（星 一彌君） 副村長、渡邊直樹君。

○副村長（渡邊直樹君） ただいまの再質問についてお答えさせていただきます。

先ほど来、村の庁内の、いわゆるDXの推進体制について、いろいろおたがしがございませぬが、現時点で、庁内でデジタル化推進に向けた庁内の検討組織等は設けてございませぬ。国のほうで、特定の期間までに準備を進めるようにということで、方針は出ておりますが、具体的に庁内でまだ、いつまでにというところの具体的な方針も庁内の中では出してございませぬ。ただ、先ほど来、北條議員おたがしのとおり、DXの推進に向けては人材不足ですとか、あとは職員間の知識差が課題になっているので、なかなか進まないのではないかとというようなおたがしをいただいているところでございませぬ。

人材不足につきましては、特定の職員に任せるのではなく、当然庁内の職員全員が利用し、それはひいては住民の方の利便性につながるということが最大の目的でございませぬので、まずは庁内の職員が、いわゆるIT、すみませぬ、横文字使ってしまうが、ITリテラシーということで、いわゆる職員間できちんとIT分野に関してセキュリティーも含めて、どのくらい知識があるのかという部分につきましては、実は、10月から今月にかけて県の事業を活用して、先ほど村長から答弁ございましたとおり、指定金融機関のほうで、いわゆるITリテラシーを職員がどのくらい持っているのかというような調査を実は実施してございませぬ。その調査の結果、実は本村は、その調査の対象の人数が本村の場合、10人ぐらいと非常に数少ないところではあるんですが、その方たちの、いわゆるITに関する知識、どのくらい知識を持っているのかというところを調べた結果、おおむね10人の職員に対して大体7割ぐらい一般常識があるというような調査結果をいただいたところでございませぬ。

ただ、それ以外の職員の方にも、当然このDXについて、当然皆さん同じ知識を持っていただきたいと思いますので、こういった指定金融機関の調査だけではなくて、引き続きそういうところに協力を求めつつ、また県のほうでも、県デジタル変革推進基本方針というのが今年度策定されて、向こう5年度まで5年間計画期間ということで設定されてございませぬ。

その中では、県としましても市町村に対して専門家の派遣ですとか、あとは、そういった研修とかいうところを県としても協力していくというふうに基本方針の中ではうたっておりますので、そういった県も含めていろいろお手伝いいただきながら、村としても進めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） 今、副村長からもご答弁いただきました。

デジタル化、国で示している期間も結構長い、そこまで長くしないと、なかなか地方自治体の個別にはすぐに進むというわけにはいかないんだらうと思うんですが、やはりもう時代がそういうふうに変わってきていますので、それに対応したことをもう、それぞれの自治体、我が村もそうですが、対応をきちんとしておかないと大変になる時代になってきたな、なるんだらうと思っています。

ただ、これらも含めて、やはり先ほど言ったとおり、行政の職員や組織がデジタル化してどうのこうのじゃなくて、やはり最終的には、村民、住民本位の行政とか地域社会を実現するプロセスだよということを考えて、やはり、その中には、村民の生活やそのことを忘れちゃならんと私は思うんです。やはりそこは、職員が知識を得たから、行政がデジタル化したからという話じゃなくて、やはり一番最低な村民の顔や生活実態を確認しながら、やはり成功に導いていただきたい。これがやはり行政のデジタル化の最終的な目的であろうと思います。そこをぜひお願いしたいと思います。

次に、3つ目の質問をさせていただきます。

3点目は、新たな地方創生についてであります。

感染症を契機とした地方への関心の高まり、テレワーク、ICT情報通信技術を活用した場所や時間にとらわれない柔軟な働き方の拡大、デジタル化といった変化の後押しが地方への大きな人の流れを生み出し、新たな地方創生が展開されます。東京一極集中の是正、地方の所得の引上げなど、日本全体を元気にしていくというものであります。

地方への新たな人の流れの促進では、1つは、地方の中小企業等への就業、就農、事業承継、起業などをきっかけとして、地方をフロンティア、未開拓地との境界領域、未開の分野と捉える都市部人材が地方に移住・定住、定着できる取組。2つ目は、地域経済活性化支援機構、地域経済の活性化や信用、秩序の基盤強化を図るため、金融機関や地方公共団体などと連携し、中堅中小企業の事業再生支援などを行う官民出資の株式会社の人材規模の拡充と、

地銀等の人材仲介機能、地域金融機関による人材紹介を後押しする施策を強化し、地域活性化起業人制度、幅広く地域活性化の課題に対応していく地域おこし企業人材の派遣に関わる制度などとの連携。3つ目は、地域おこし協力隊などを充実させ、地方自治体の移住支援体制の強化。4つ目は、地方でテレワークを活用することによる「転職なき移住」実現のため、サテライトオフィス、企業や団体の本社、本拠地から離れた場所に設置されたオフィス、事務作業を行う部屋、事務所、事務局、事務室などがあります。これらの整備、利用促進と立地円滑化の推進。5つ目は、関係人口の拡大に向けて、ふるさと納税などの地域の取組の後押し。6つ目は、多様な二地域居住・多拠点居住を促進するため、保育・教育などの住民票・居住地とひもづいたサービスの提供。7つ目は、個人の負担の在り方を整理・検討。8つ目は、空き家・空き地バンクの拡大・活用の推進などがあります。

本村でも実行されている行政施策もありますが、それらは小規模で主要な重点施策には程遠いと感じております。財政規模も小さく逼迫する状況、少子高齢化と過疎化が深刻化するなど、まさに危機的状況にあります。

さらに廃校舎を含む公共施設も未利用や未活用などで散在しております。利活用も十分なものとは言い難い状況があります。国・県と歩調を合わせた新たな地方創生施策を重視しなければなりません。

本村の未来の在り方、時代の転換期にあることを強く認識するとともに、「一皮むけた一皮むいた」活力ある村づくりの施策を強力に展開推進すべきと考えます。本村の新たな地方創生への対応と考えをお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 6番、北條利雄議員の3つ目のご質問、新たな地方創生についてのご質問にお答え申し上げます。

議員ご指摘の本村の未来の在り方、時代の転換期に活力ある村づくりの施策を強力に展開推進すべきとする点ではありますが、国が平成26年度に人口急減・超高齢化という直面する課題に対しまち・ひと・しごと創生法を制定したことを受け、本村では、平成27年度に地域の特徴を生かした自立的で持続的な社会を創生するために、また互いに密接に関連する第4次鮫川村振興計画との整合性を図るものとして、鮫川村人口ビジョン総合戦略を策定しております。

この人口ビジョン総合戦略を村の産業と観光の振興における充実・強化を図る目的として、今年3月において、第2期人口ビジョン総合戦略に当たる第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定したところでもあります。この計画では、これまでの第1期の鮫川村人口ビジョン総合戦略が時代に即応していたか、また実施事業を重要業績評価指数、いわゆるKPIにて評価するとともに、まち・ひと・しごと創生有識者会議において広く意見を求め、計画を策定したところでもあります。

人口ビジョン編の将来人口展望においては、2060年の時点で2,000人を超えることを目標として、計画最終年次の令和6年度までの施策の体系においては、村民の幸福度向上、自治体をつなぎ、人をつむぐ村づくりと人の創生を基本目標に位置づけ、これを支える2つの施策目標を定めて取り組んでいるところでもあります。

基本目標を実現するために、その施策の目標として、目標1は、にぎわいのある村づくりと人づくり、まちの創造。目標2つ目、稼ぐ力と雇用創出、仕事の創造として、これらにひもづく8つのプロジェクトを設置し、それぞれの背景や目指す方向とともに、具体的な取組及びKPIを設定したところでもあります。また、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略においても振興計画後期基本計画との整合性を図り、策定していることから、プロジェクトの取組が振興計画の実施につながっており、社会情勢の変化や行財政上の変化に対し見通しがつきやすく、各事業を遂行していく上で必要な予算、定数、組織の要求根拠となり、明確な方向性を示していくものでもあります。

本年は、第2期総合戦略策定から2年目となります。これら8つのプロジェクトにつきまして、一つ一つのプロジェクトを推進していくためには、相当の労力、時間をかけなければ達成は見込めない状況にあることから、取組内容の精査を今月から開始し、庁内のヒアリングを経て、まち・ひと・しごと創生有識者による会議で意見を聴取し、PDCAサイクルに基づく効果検証を踏まえて、基本目標の達成に向けたより効率的で効果の上がる取組を構築してまいるとともに、時代の要求に即時即応した取組への検討を進めてまいります。

内閣府では、本年6月にまち・ひと・しごと2021を策定しております。この中で、コロナウイルス感染症は、地域経済や住民生活に大きな影響を及ぼす一方、地方への移住に関する関心を高めるとともに、テレワークを機に人の流れに変化の兆しが見られることなど、住民の意識行動にも変化あるとしており、こうした変化から、地方創生のヒューマン、デジタル、グリーンといった3つの視点を持って、地域が自ら特色や状況を踏まえながら自主的・主体的に取り組む、都会から地方へ新たな人や仕事の流れを生み出すことを目指し、また訪れた

いと、住み続けたいなど、魅力的な地域を実現していくとしております。

本村としても、新しい生活様式が定着した日常生活と地域経済活動の両立を図る必要が今後ともあることから、関係団体との連携により、的確な住民ニーズを把握して、本村の事情を踏まえた効率的な施策展開を図りながら、本村の活性化振興策のさらなる進展に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上3点目の北條議員の質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） 今の新たな地方創生、鮫川村、大変だと思うんですが、新たな地方創生で新たに考えるよりも、鮫川でも成功例っていっぱいあるんですね。例えば、昔、鮫川に転入され、今、村内でも各集落や事業の上で中心的な役割をされている戸草周辺、葉貫周辺で活躍されている3人の方々、どこを取っても昔はよそ様でありましたけれども、今は中心で一つ一つが成功している、そういう例もあります。まさに、移住の本当に最大限の例です。あれが、鮫川では全国的にも誇れるようなその人たちの移住だったんじゃないかと思うんです。あとは、居住地として毎週来て農業をやりながら生活されている方もいらっしゃいます。ああいうものも成功の例だと思うんですね。

やはりこういう成功の例を基本に、この国が新たな地方創生で、こうだよ、地方の流れを生み出すんだよと言っても、やはり鮫川に本当に、鮫川で努力しても本当に来るのかということじゃなくて、鮫川にはもともと、そういう成功例が大きな、どこにでもお話ししても、いや、すごいねって思われる成功例があるんです。やはりここをそのままにするんじゃない、その人たちを中心にもっと広げるやっぱり努力は、私は必要じゃないかと思うんです。地方創生するためには、いろんな、こういう過疎地域では相当努力しないとなかなか大変。ましてやテレワークで、修明高校鮫川校が空いたから、中には、何もあそこにテレワークして、東京に事業所があっても鮫川に呼んで、あそこでテレワークに人住んでもらったらいいんじゃないかと言う人いるけれども、やはりそこは簡単にはいかない。そういう部分では、地域性とか交通網のことも考えると、なかなか、ほい、きたという返事するというのは難しいんだと思うんです。

だからこそ、行政執行する側も大変な努力をしないと、なかなかこの創生と叫びながらも、なかなか前に進んでいかないということでもありますけれども、やはり村でもきちんとした振興計画の後期、それから総合戦略、こういうものを計画されておりますし、どうしたらばこれらを達成できるかということも努力されていると思うんですが、やはりこの鮫川の現状を

もう少し点検して、やはりこのままでいくと皮がむけないというか、もう少し皮をむいて思い切った強力な施策を展開しないと、なかなか、今までどおりじゃないかという話になると思うんですね。それで、本当に村がこれから活性化していくのかどうか、ものすごく心配、不安なところでもあります。

その辺は、やはりそこは全てをうまく行かせるにはいかないんで、1つでも2つでもやはり何か努力して、成功例も考えながら生み出していければと思うんですが、その辺で、今までの鮫川である地方に移住してきた人のことも考えたりして、もう少し何か具体的に前に進める方針が打ち出せればと思うんですが、村長、その辺で村長の考え、もう一度お話しいただきたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 本村は空き家バンクを創設しまして、度々非常に、コロナ禍の前から問合せが非常に殺到しておりまして、近年は年に数件か、移住されている方が目立ち始めました。

しかしながら、やはり空き家を移住・定住の希望者にご紹介するというのには、1つの職員だけの対応ではなかなか難しい部分がございますし、ましてや地域が分かって、そしてまたその移住される方、私は移住したいという方は必ず面接をすることにしております。一度の面接で全てのこと、分かるかどうかはちょっと自信もないわけですが、取りあえず、どのようなお気持ちで移住されるのかということもお聞かせいただきながら、定住につなげていきたいと考えておりまして、近年定住をされる方が増えつつありますが、今後は、やはり民間の不動産業者、本村にも不動産業者、隣町でされている方もいらっしゃると思いますが、そういった方々と連携を取って、それで土地ごと、畑ごと、農業委員会の規制も緩和されているようでありますので、土地、建物つきで購入した上で定住する方、そういった方の定住も推進していきたいなと思っております。

ただし、その定住した方がその地域の集落の中にきちんと溶け込めるような、そのような指導も基本としておりますが、やはり近所と隣と近くの集落の方々との交流がきちんとできる方でないと、なかなか本村の場合には定住、難しいのかなと思っております。

国でも今後、今回地方創生で1,260億円以上の予算をつけて、今後は転職なきテレワークといいますかね、今東京の仕事を持っていてもここでテレワークができる、そしてまた移住者には最大100万円、18歳未満の子供がいればそれに10万円ずつ加算するというような、そのような移住・定住を新しい政権の中で打ち出しておりますから、今後、また国との情報を

聞きながら、情報を収集しながら、定住促進につなげていきたいと思っております。これもまた、先ほど申しましたように、民間の力をきちんとお借りして、有効な土地、あと建物の活用も今後考えていきたいと考えております。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） 地方創生、国で音頭を取っているんですけども、なかなか地方がそう簡単には元気になれないという部分、そういう状況に置かれた中で、これを村長以下ね、執行者もきちんと考えて対応しているんですが、なかなか、どれがどうだという話じゃないけれども、やはり進みにくい財政も厳しい中では大変だと思うんですが、やはりこの国が今しっかりと地方創生にも目を向けてやれよと、地方の発展に目を向けているよということを考えれば、やはりそれは甘んじて、やはりお金も頂く、仕事も頂く、そういうことを、やはり必死に考えて答えを出していくしかないんだと思うんですね。そういうことで、やはりこれから大変でしょうけれども、この新たな地方創生で村民の皆さんが元気に生活できるように各種施策をやはり展開していただきたい、そのように思います。

以上、私から3点の一般質問を終わりますが、財政が本当に逼迫する中での予算編成、それから環境保全と経済成長の両立を図る行政のデジタル化、新たな地方創生への取組、活力ある村づくりや少子高齢化対策など、取り組む課題も多岐にわたります。新型コロナウイルス感染症を乗り越えて住民本位の各種施策を最優先に推進し、一層ご努力されることをこの3点の中に込めまして、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

---

◇ 森 隆 之 君

○議長（星 一彌君） 2番、森隆之君。

〔2番 森 隆之君 登壇〕

○2番（森 隆之君） 2番、森でございます。

私のほうからは、2点ほど質問がございます。

1点目、まず教育長に質問させていただきます。

1、中学校の部活動についてでございます。

少子高齢化に伴い、本村も子供の人数が減少しております。今後は、中学校の部活動も団体競技など大会に単独で参加ができず、他の中学校と合同参加になってしまうおそれがございます。これは本村だけではなく、近隣の市町村の中学校も例外ではございません。

文部科学省は、中央教育審議会の答申を受けて、学校における働き方改革推進本部を設置

し、その中で部活動については、必ずしも教員が担う必要のない業務と位置づけをいたしております。

また、休日についても、教員は教科指導を行わないことと同様に、部活動の指導に携わる必要がないとされております。2023年度以降は、地域部活動として地域人材が担う仕組みに順次移行する考えでございます。

これらのことから、本村の中学校の部活動に対する今後の考え方や文部科学省の方針等に準ずるのか、教育長にお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（星 一彌君） 教育長、武藤誠君に答弁を求めます。

教育長、武藤誠君。

〔教育長 武藤 誠君 登壇〕

○教育長（武藤 誠君） 2番、森隆之議員の1つ目の質問、中学校の部活動についてにお答えいたします。

森議員のご指摘のとおり、県南域内の中学校では、生徒数の減少、そして子供たちがスポーツの多様化により、野球やサッカーなど団体競技への入部が減り、単独ではチームを編成できない状況が生じています。この秋に行われた新人戦では、野球、ソフトボール、サッカー、バレーボールの4種目で、幾つかの中学校が他の中学校と合同チームを編成して参加しておりました。特に野球ですが、白河南中、西郷第二中、中島中、矢吹中、泉崎中の5校で合同チームを編成して参加していましたし、サッカーでは、棚倉中と矢祭中、そして中央中と白河第二中でそれぞれ合同チームを編成して参加しており、団体競技の部活動が1つの中学校単独では成り立たない状況が増えてきているようです。

さて、鮫川中の部活動の状況ですが、現在、野球、男子バレーボール、女子バレーボール、卓球、女子テニスの5つの運動部と文芸部があります。5つの運動部は、今のところある程度の部員数がおり、単独チームとして参加できなくなる状況ではございません。決して多い人数ではありませんが、この秋の新人戦では単独チームで大会に臨み、素晴らしい活躍を見せてくれました。しかし、今年の3年生が卒業すると、新1年生の入部数によっては厳しい状況に陥る部活があるのも事実です。鮫川中においても、今後、団体競技では他校との合同チームでの参加を模索していく必要が出てくるかもしれません。

中学校の部活動は、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で生徒同士、生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感などを高めるなど、生徒の多様な学びの場として教育的意義が大きいものが

あると思っております。礼儀作法をはじめ協調性、団結力、忍耐力など、生活を営んでいく上で必要なことをたくさん学ぶことができるこの部活動は、子供たちにとってとても大切な活動であると思っております。ただ、一方で、部活動が教師の献身的な勤務によって支えられており、長時間勤務の大きな要因になっていることや、指導経験がない教師にとっては大きな負担となっているという指摘があり、学校の働き方改革を踏まえた部活動の改革は喫緊の課題となっているところであります。

議員ご指摘のように、文部科学省では、部活動は必ずしも教師が担う必要のない業務であることを踏まえて、令和2年9月に部活動改革の第一歩として、休日に教師が部活動の指導に携わる必要のない環境を構築するために、令和5年度より休日の部活動を段階的に地域に移行し、休日の部活動指導を望まない教師が休日の部活動に従事しないこととする方針を打ち出しております。また、県教育委員会におきましても、今年3月に学校の働き方改革を考慮した、さらなる部活動改革の推進を目指して、県教育委員会としても部活動の在り方に関する方針を策定しております。

そこで、今後の本村の部活動につきましては、次のように対応していく考えであります。

まず、子供たちにとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立って、文部科学省の運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン及び県教育委員会の部活動の在り方に関する方針に基づき、本村における運動部活動の方針を早期に策定して、部活動を運営していきたいと考えております。そして、生徒数減少による各部活動の存続等については、鮫川中学校部活動検討委員会で、部活動の廃部・休部に関する規定に基づき判断していくことになるかとは思いますが、できる限り子供たちのニーズに応じるために、規定の人数に達していない場合は、必要に応じて他校との合同チームを編成するなどして、子供たちの期待に応えられるように対応してまいりたいと考えています。また、指導者につきましては、教員の働き方改革を推進する上でも、文部科学省の方針に基づいて、地域の皆さんの協力を得ながら、部活動指導員や外部指導員の活用を図っていきたいと考えています。

しかし、全校の生徒数が50名以下になると、どの部活動の存続も厳しくなることが予想されます。山間地に位置し、子供の数が減っていく鮫川村において、継続的に子供たちがスポーツに対して興味、関心を持ち、自分がやりたいスポーツに取り組み、技能や体力を高めることができるように、そして地域の人を含めた異年齢との交流の中で一層人間性を高めることができるよう、将来的には総合型地域スポーツクラブ、いわゆるさめがわスポーツクラブがございりますが、その協力を得ながら、先ほど議員も指摘されておりました地域部活動とし

て確立していきたいと考えています。

鮫川村は、以前からスポーツ少年団の活動が盛んで、指導者の方々も多数おられます。今後、その方々にさめがわスポーツクラブの指導者として登録していただいて、外部指導者、あるいは部活動指導員として協力していただきたいと思っています。そして、中学校の学習が終わったら、子供たちはさめがわスポーツクラブに出向いて行って、それぞれの指導者の下で活動ができるようにしていきたいと考えています。もちろん、ここまで行くためにはたくさん壁を乗り越えていかなければならないので、時間もかかるかとは思っています。ですので、取りあえず、まずは現状に向き合って、生徒、学校、保護者や地域の方々と相談しながら対応していきたいと思っています。そして将来的に、地域部活動の確立に向け、スポーツ少年団やクラブスポーツ、鮫川中学校の部活動の在り方について総合的に検討する場を設けていきたいと思っています。

以上を申し上げまして、2番、森隆之議員の質問の答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 2番、森隆之君。

○2番（森 隆之君） ありがとうございます。教育長のご意見、村の方針を聞かせていただきました。

国としても文科省なんかでは、令和5年度、2023年度までには、各都道府県に拠点校を設けて実践・研究を進めた上で、全ての公立中学校で地域部活動に移行するという考えでございます。これをうまく利用して、鮫川辺りがここを、東白川郡もしくは県南地区で、規模的にも動きやすい規模ですので、この地域の拠点校としていち早く手を挙げて、そこで県南地方の中学校ないし学習面で引っ張っていくという形で、今から準備をしておいて。

あと、たまたま村には、あのさめがわスポーツクラブという団体がございます。そちらのほうに同時で、クラブチームのほうの新設、移行していただいて、中学校で徐々に人が減ってきたから、部活動を廃止する、それともやめるんじゃないかと、線引きが必要だと思いますね。じゃ、2年後に部活動を全てなくします。全て、さめがわスポーツクラブに移管します。そういう説明を今からしておいて、その年に入学する生徒さんたちにすんなりと移行できるような考えでいければいいんじゃないかなと私は思うんですけども、その点については、教育長の考え、よろしくをお願いします。

○議長（星 一彌君） 教育長。

○教育長（武藤 誠君） ご意見ありがとうございます。

まず、文科省で拠点校を指定して進めていくという考えでありますので、積極的に鮫川村

では手を挙げて、もし機会があればそれを受けて、部活動改革の一翼を担っていきたいなど思っておりますので、その際にはご協力のほうをよろしくお願い申し上げます。

それと、部活動をなくすということなんですけれども、働き方改革をしなければならないということで、何となく教師、教員の働き方改革のために部活動を学校から外すというイメージがあるかもしれませんが、私はそう思っておりません。この部活動改革というのは、逆に、部活動の活性化のために行われるものだというふうに思っています。学校と地域が一体となって、その部活動に携わることによって、子供たちのスポーツに関する関心とか、あるいは技能向上のために役立っていくものと考えているところです。

以上です。

○議長（星 一彌君） 2番、森隆之君。

○2番（森 隆之君） ありがとうございます。

私の意見も教育長の意見も、ほぼほぼ相違はないということで、目指すところは一緒だと思えます。

それで、働き方改革の一環として、部活動を減らすわけではないということだったんですけれども、いろいろな国の対策、制度を見ていると、あと大会等を精査して、今までやってきた大会を減らして、ある一定の大会に出なさいという指導もございます。あと、休日に部活動の指導をするためには兼業届、教師としてこちらも指導したいですよという兼業届を出してまでやる先生がいるかどうかですね。そういう対応を見ますと、国としても、行く行くは地方で担ってもらって、地域の部活動として学校から徐々に徐々に部活動をなくすというか、切り離して行って、地域として子供たちを育ててくださいという方向性なのかなと私は理解するんですけれども、教育長、その点、どうお考えでしょうか。

○議長（星 一彌君） 教育長。

○教育長（武藤 誠君） まず、学校から離すというようなお考えをお話しされましたが、先ほどから申していますように、決して学校からまるっきり外すという考えは、私は持っておりません。部活動は、先ほどから言いましたように、教育的意義が非常に高いものと私自身は思っています。ですので、学校としてもまるっきり携わらないということは、やはり教育上考えられないと思っております。積極的に部活動に参加したいという教員も決していなくはございません。

文部科学省の調査では、部活動を担当している教師、体育以外教師で、それまでそういった自分が経験した部活動でない教員というのは、担当しているのが半分ぐらいだそうです。

ですから、半分は、自分が経験した、経験しているということで、積極的に部活動に臨んでいる教師もおりますので、ぜひ、先ほど話がありましたが、部活動を積極的に行っていきたい教師に対しては、兼業申請を提出していただいて、スポーツクラブのほうに登録していただいて、積極的に部活動へ参加していただければいいのかなというふうに思っております。子供たちのために、やはり地域と学校が一体となって取り組んでいくことが大切なのかなというふうに思っています。

以上です。

○議長（星 一彌君） 2番、森君。

○2番（森 隆之君） 教育長の意見、重々承知いたしました。

これから鮫川が地域を担う一番手として、共にこの部活動改革とか教育改革をしていければいいなと思いますので、今後とも、私も力不足ではございますが、いろいろとそちらのほうを協力させていただきますので、ぜひともその点、何とか、子供たちが一番大切ですので、子供たちの気持ちを酌みながらお互い話し合いをしまして、よりよい方向に行けばいいのかなと思っていますので、ぜひとも協力のほどよろしく願いいたします。

以上で、私の1点目の質問を終了させていただきます。

次の質問に移らせていただきます。

2点目、村民保養施設「さざり荘」についてでございます。

現在、さざり荘の運営管理は、鮫川村社会福祉協議会が管轄しております。社会福祉協議会がなぜ現在管轄しているのか、その経緯等の説明と、今後も現時点の体制（福祉事業と営利目的事業を担う体制）を続けていくのか、どうお考えなのかを村長にお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 2番、森隆之議員の2つ目のご質問、村民保養施設「さざり荘」のご質問にお答えを申し上げます。

まず、現在の村民保養施設さざり荘の運営管理を鮫川村社会福祉協議会が管轄している経過ではありますが、この施設は昭和48年に白河地方広域市町村圏整備組合が建設し、老人保養センターさざり荘として開設したわけであります。この当時は、組合が管理運営を行っていましたが、時代の流れとともに関係市町村への移管が行われ、本村においても、昭和58年に組合により老人保養センターさざり荘の移管を受け、村民保養施設さざり荘として村が運

営しておりましたが、昭和62年2月に社会福祉法人鮫川村社会福祉協議会の設立認可を受けたことにより、同年4月から社会福祉協議会へ委託し管理運営を行ってまいりましたが、平成18年4月から指定管理者制度の導入により、委託契約から指定管理協定へと変更し、管理運営を行っているところであります。

議員もご承知のとおり、この間、村民への憩いの場として親しまれ運営をしてまいりましたが、老朽化が激しく、数次の修繕を重ねてまいりましたが、安全性や衛生上の確保が困難であることが明らかになり、議会や村民の方々から新たな施設の建設が望まれておりました。折よく、国の地域活性化、経済対策臨時交付金など様々な交付金を頂くことができ、平成22年8月から建設を進め、平成23年4月29日にオープンする運びとなりました。さらに平成30年8月に増築工事も完了し、利便性の向上を図ってきたところでもあります。

次に、今後の体制であります。議員ご指摘の福祉事業と営利事業を担う体制を続けていく考えであります。村の設置条例を見ますと、高齢者総合福祉センターひだまり荘は、地方自治法第244条第1項の規定に基づき、老人福祉の向上を図ることを目的に設置した施設であり、村民保養施設さざり荘もまた、地方自治法第244条第1項の規定に基づき、村民の健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する目的として設置した施設であります。

確かに、ひだまり荘で行っている介護保険事業、居宅介護保険事業は営利目的、委託事業となる地域包括支援高齢者総合福祉、高齢者向け優良賃貸住宅は、非営利事業となり、村民保養施設さざり荘は営利目的の事業となりますが、先ほどご説明しましたように、それぞれの施設の管理運営は、指定管理により社会福祉協議会が行っており、設置目的を考えますと、今後、さらに必要となる老人施設や村民の健康増進などの向上を図るため、今後もこの体制を維持していくのが現段階では最良と考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、2番、森隆之議員の2つ目の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 2番、森君。

○2番（森 隆之君） 経緯は大体、設立から現在に至るまで理解いたしました。

昨年度、さざり荘のほうでは、コロナウイルスも打撃になりまして、臨時議会でも承認しましたとおり、指定管理料として1,000万の追加をしました。それで、1,900万指定管理料として支払っているかと思われ。それで、国のほうでコロナの対策費として持続化給付金、あれを多分申請したかと思うんですけども、結局業態上、なかなか、あの社会福祉協議会

と一緒に、ひだまり荘と一緒にだということ、もらえなかったという経緯がございます。

やっぱりさぎり荘としまして見ると、やっぱりお食事するところもある、お風呂入るところもある、休憩するところもある。そうすると、村の財産を見ると、やっぱりああいうほかの町村から人を呼べる施設はもっと別に切り離して、厨房もありますし、ほかの業者を入れてランチだけでも営業するとか、あとは、あそこでは宴会も入館料だけ取って、あそこで宴会もできるような施設、あとお土産等を置いて、鮫川の名産品を売ったり特産品を売ったりするような施設で、独自にやっていったほうがちょっといいんじゃないかなど。お食事どころは、「結び」も向かい側にできましたけれども、私の考えでは、村に1つしかなければ人が来るという考えではなくて、村にいっぱい5か所、6か所あって、それで全体的に人が来て、うまくやっていければいいのかなど。

もともと昔の村の考え方では、村に1つあればいいだろうという考え方でやってきたかと思うんですけども、例えば温泉街とかも見て、温泉街で旅館1つだったら人来ますか。あれ、旅館が10も20もあるから、全体で盛り上がって人が呼べますよということなんで、お食事どころも、村で5か所、6か所あれば、いろんなところを回れますし、あとは村に来たいなという人、今日は温泉に来るか、ついでにお土産を買いに来るか、あそこで宴会しに来るか、そういうことで、さぎり荘に来てよければ、じゃ、今度、向かいに結びもありますし、結びのほうも利用してみるか、それか、手・まめ・館のほうにも行ってみるか、それ具体的に、総合的にいい流れにはなるかと思うんですけども、その点、村長はどうお考えでしょうか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） さぎり荘の設置の経過、ご理解をいただいたものと理解をしておりますが、今議員おただしの公的施設の直営の運営、本村はずっとこの直営で、結びは公設民営、すまいるも公設民営ですが、それ以前は直営で運営をしてまいりました。

ご指摘のとおり、間違いなくあそこ、さぎり荘は、村内外の方々が癒やしを求めて、非常に良質の温泉、お湯を魅力として連日にぎわいを見せておりますが、今の段階では切り離して運営というのは、なかなか難しいと思います。昨年のご指摘のように、指定管理費の補填をさせていただいたという経過がありますが、今後、また中心地の活性化、度々各議員のほうから中心地の活性化、どのように考えているのかという質問がありますが、手・まめ・館、さぎり荘、またご説明の結びさん、さらにはすまいる、他施設と館山も含めた、点と点を今度結ぶという拠点づくりの観点から、今後、村づくり会社が環境公社を来年度立ち上げると

いう予定でおりますが、そういった中で、切り離れた別会社の中の参加とするか否か、それは今後、検討する余地があると思います。

今、今年の当初からほっとはうすを閉館いたしました。現在、11月末をもって2つの団体が運営をしたいということで、計画書を今預かっているところではありますが、これからヒアリングを進めて、そして、その団体等がまさしくあそこの建物をお貸しするか、売却するかも含めて今後煮詰めるわけですが、その状況によっては皆様にまたご相談をして、その民間の方々がまさしく運営、任せられるかどうかという判断をいただきたいと思っておりますが、今ご指摘のように、今後長い目で見ますと、さざり荘運営も民間で運営するというような希望があれば、指定管理でマイナス部分を毎年補填するという財政上非常に厳しい中で、なかなか難しくなると考えておりますから、そういった時期を見計らいながら、今後検討は進めていく余地はあると思います。

現在さざり荘は、皆様から非常にご愛顧していただいておりますし、今ね、あれですよ、アンケート調査を4月からアンケート箱を入れておりました。その中には、様々なご意見をいただいておりますし、特に湯質がよくて安らぎますというご意見が多いんでありますが、今まで対処してきたのは、1つは、水風呂が非常に深過ぎるというご意見をすぐに副村長も立ち会っていただいて、やっぱり小さい子供さんが溺れてしまうということもあって、サウナに付随する水風呂の対処をいたしました。

さらには、前々から私も提言していましたが、小さい子供さんのおむつ替えをする、そういった、あれはベビーベッドというんだか、ああいったものを欲しいと言われていたのですが、なかなかつけることができませんでしたが、当面、女子風呂の脱衣所には設置をさせていただきました。

さらには、あと今度は、個室の中にちっちゃな冷蔵庫があればいいというご意見もいただきました。当然、団体さんがあそこは持ち込みができるものですから、村内の商店街で買った飲み物なんかを一時冷やしておきたいというご意見がありまして、それも今見積りを取って安価なもので対応できればということで、そのような対応をさせていただきます。要は、村内外から来ていただける方が、本当にあそこで癒やされて、そしてまた、よかったですねということで、村の中にまた、手・まめ・館、そのほかの商店にもお寄りいただくとか、すまいるにもお寄りいただいてお金を落としていただける仕掛けを、さらに強化しなくてはならないなと思っております。

再質問の趣旨とすれば、将来的には民間経営も視野に入れながら模索をしていかななくては

ならないと思っておりますが、今の段階ではなかなかそこまでおぼつきませんので、現状のまま検討課題とさせていただきたいと思っております。

○議長（星 一彌君） 2番、森君。

○2番（森 隆之君） ご意見伺いました。

今現在はということなので、今後、私の後にも環境公社への質問等ございます。そちらのほうも、環境公社立ち上げる場合に、こちらも含めて十分お考えいただいて、どんな運営ができるのか、いろんな方々からご意見伺って議論されて、本当に村としてどの体制が一番いいのか、結論を出していただきたいと思います。今後とも、村長、期待しておりますので、その点、よろしく願いいたします。

そろそろお昼なので、私はここで終了したいと思います。ありがとうございました。

○議長（星 一彌君） ここで、13時15分まで休憩いたします。

（午後 零時01分）

---

○議長（星 一彌君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時15分）

---

◇ 前 田 武 久 君

○議長（星 一彌君） 一般質問を行います。

9番、前田武久君。

〔9番 前田武久君 登壇〕

○9番（前田武久君） 12月の定例議会、2問にわたって、村長からご答弁を求めたいと思います。

まず、1問目、災害防止策について。

人的災害の要因となる建設工事等による残土処分地区が村内各地にあり、下流地域の村民から大雨による土石流の心配の声が聞かれます。村当局への申請等により現場の調査・確認をされ許可されているものと思われるが、把握状況をお伺いするものであります。

これらについては、今年の7月2日、皆さんご承知のとおり、静岡県熱海市におきまして土石流の災害等が発生し、26名の方が亡くなっております。そういうことを察した住民が、自分の地域周辺を改めて確認した上での、多分、私への連絡であったというふうに考えております。数か月たちましたが、それらについて村長の見解をお伺いしたいと思います。よろ

しく願います。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 9番、前田武久議員におかれましては、村民の生命の確保、そしてまた熱海地内においての大災害におきまして、災害防止策ということで、ご質問を賜りました。改めて質問に御礼を申し上げたいと思っております。

さて、それでは、前田武久議員の1つ目のご質問に対してお答えをいたします。

村発注の建設工事現場から出る建設発生土、いわゆる残土の処分につきましては、各請負業者において、関係法令に基づいて適正に処理することとなっております。また、発生した残土がほかの工事現場等で利用可能な場合には、請負業者に搬入場所を指定する場合もございます。ご承知のとおり、残土の搬入場所として農地を利用する場合には、農業委員会に申請手続を行い許可を受ける必要があります。申請を受けた農業委員会は現地を確認し、盛土の高さ、流出防止策等を地権者及び施工業者から説明を受けた上で許可をしております。また、必要に応じて各業者にはその都度指導を行っているところでもあります。

以上、9番、前田武久議員の1つ目のご質問に対する答弁といたします。

○議長（星 一彌君） 9番、前田武久君。

○9番（前田武久君） ただいま答弁、農業委員会のほうの許可を得て、村のほうでも把握されているというようなことでございますが、現在、そのような該当地域ですか、何か所くらいあるのかそれを伺いたしたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 係と盛土の状況を確認をしまいましたが、私が係と一緒に現場を見させていただいた箇所、7か所ありますが、全て農業委員会の許可があるか否かは調査中ですので、まず、1件目は、八斗蒔と彦次郎間が堆肥センターの先、彦次郎の間が1か所、それから広域農道の岡田、西野の岡田と蕨平間が、1か所盛土の箇所がございます。これは山林だと思います。

続いて、鋤木田地内、鋤木田地内は、残土処理ではなくてこちらは資材置場になっているようではありますが、土木資材が置かれているところ1か所、それと新宿から石井草に抜ける途中、山口地内といいますか、あそこで残土が盛られている、これも資材置場兼用であります1か所、その先に又石の砂防ダムの手前左側が1か所、これは残土処理の処理をされて

いる現場でございます。続いて、6か所目は、宝木酒垂間の虹ヶ沢地内ですか、ここで1か所残土が盛られている業者の現場が1つございます。最後になりますが、大石草地内、村道の大石草地内の頂上付近、戸草に抜ける途中の大石草寄りのところで1か所ということで、現在、7か所の現場を係と共に確認をしまいった状況でございます。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） いずれも、直接災害に、今、急に土砂崩れとか何かの災害のおそれはないというふうに確認されたかというふうに思いますけれども、この許可制とか何かというのは、これから国がやはり行政の対応というのは、事が起きてから、起きてから改めてそういう規制を張るというような状況で後手に回っていると思うんですよね。それで、鮫川の場合には、農業委員会が許可制度を取っておるということですが、今、国交省あたりでは当然これから知事の認可を得て許可制にするというようなことで、当然行政に関わるということになると思うんですよね。そういった場合に、やはり村でもある程度条例化を図るべきではないかというふうに考えるわけですが、ほかの自治体では条例化を図っておる自治体があるというふうに聞いております。そういったことに対して、村長はこれからどう対処していかれるのか、その方針を伺いたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 間違いなくご指摘のとおりであります。事が起きてから行政というのは残念ながら動くんですね。事が起きないうちに、きちんと危険性を把握した上で、ただいまご提案のあった条例化、さらには独自の規則を厳しくするというのも一つの方法かなと思っております。実際、現場を見て、一番はやはり7か所確認しましたところ、盛った土が転圧されていない、さらには整形されていないんですよ。これではやはり大雨のときには下流に流れ出て。それと、あとは崩壊している盛土部分があります。一番最初の八斗蒔彦次郎間は、トンバックで土留めをしてあったようではありますが、その上の別なところが崩壊しておりますから、やはり下流に流れ込んで耕地に入る、さらには押し進めていって、村管理の河川に入って河床、川の底に堆積してしまうというような現象が起きているなと思いつつも、下流も確認をしまりました。

こういったことは決してあってはなりませんので、それは厳しく業者には指導いたしますが、今後、条例化するか否かはこの盛土だけではなくて、そのほかの村を美しく守り抜くという観点から、条例化も一つ検討の課題があるのかなと思って、今、質問をお聞きしながら、

ご提案のその条例化に向けては、今後検討する余地が非常に高いと、そのように認識しております。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 今、状況を把握したということで、これから改善を要する点が見られるということでございます。当然そういう残土処理地区というのは、もうかなり数年たっていると思うんですね、残土を初めてから。それで、今言われたように、下流のほうに流出しておると。もしかすると、どういうものを土砂だけなのか、また土砂以外のものまで埋設されてあるのか、それは定かではないんですけれども、やはりその下流地域の住民が、恐怖感を抱いておるということで、今そういう状況が見られるとすれば、やっぱりこれはまだ勧告とか警告とかそういうことはまだできないような状況であります。これは法令化していませんからね。多分、政府でも来年の通常国会あたりには提案するような形で具体化されると思うんですけれども、当然知事の許可制ということになって、自治体が業務に携われるようになると思うんですけれども。

当村でそういう状況が現在見られるとすれば、やっぱり沈砂池、当然これは下流地域にその土砂とか何か、水とか何かたまる池みたいな、そういうものは当然これは備えるべきなんですよね。それやらないと、直接下流へどんどん流れていって、とにかく今は想定できないような集中豪雨、500ミリとか七、八百、1,000ミリの豪雨なんかきたらば、当然その土砂は下流に行って、人家までたどり着くというような危険性もあるわけですから、そういうふうな事態にならない前に、ある程度これは指導するべきですよね。法令化すれば当然それはやるようになるんですけれども、いつ、どういうふうな状況になるか危険性をはらんでおりますんで、その辺をよく指導していただくようお願いしたいと思います。

一応、災害について、1問目については終わりたいと思います。

次の2問目、廃棄物地区の是正について。

村内の一部に永年廃棄物が投棄され、環境交通網整備に永年支障を来しております。その解決策に取り組む姿勢をお伺いしたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 9番、前田武久議員の2つ目のご質問にお答えをいたします。

村内の一部の廃棄物についてのご質問ということですが、この質問の内容から、青

生野における産業廃棄物の国道289号の路線上の件と判断した上でお答え申し上げたいと思います。

青生野地区にあった会社が平成13年に倒産をし、それ以降、廃棄物が放置されたままになっております。当時、県南振興局と村とで現地調査をしました。当該廃棄物は産業廃棄物であることから県で対応することになり、村としては、様々な情報提供を行い、調査に協力してきたところであります。廃棄物は土地の所有者の責任において処理することが原則となっておりますが、多額の費用を要するために、個人では対応できないなどの理由で所有者での撤去が困難な状況が続いております。

なお、関連の土地所有者は数名おまして、そのうち、廃棄物を放置した当事者本人の土地の所有権は、平成14年にいわき市在住の方に移転しております。また、放置されたままの廃棄物は、有害物質を含むものではなく、生活環境保全上支障がないということで、行政代執行にも至らないというのが現状でありました。

次に、交通網の整備に支障を来しているとのことご質問に対してお答えをいたします。

国道289号改良工事につきましては、当初、廃棄物が放置されている土地の一部を通るルートで計画がされておりましたが、廃棄物の撤去に見通しがつかないことから、暫定的に現道を使用するルートで現在工事が進められております。廃棄物の撤去にめどがついた段階で、県において再事業化を検討すると聞いております。県では、廃棄物の撤去に向けて、土地所有者への指導を継続中であり、村としましても県と連携をして、今後、解決策を探ってまいりたいと考えております。

以上、9番、前田武久議員の2つ目のご質問に対する答弁といたします。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 今、村長言われたとおりに、289号沿いの1か所、昔の製材工場敷地内にある廃棄物の件なんですけれども、これは以前にもそのことで一般質問、同僚議員、私もやりましたけれども、ありました。それで、今言われたように、今度289号の本線があそこを通過する計画であったのが、間に合わせということで現道改良でもって改良されていくというようなことで、かなりいわき間に通じる道路としての影響が大きいと。そういうことで、改良も持ち越しというようなことで交通に支障を来しているわけでございます。

しかし、これは一応報告聴取とか、それから立入調査とか、改善命令とか、指揮命令等、今、いわき地区の方が所有権を持っているということで、そのような方との交渉にも村で以前当たったということでございますが、今、県では各自治体にそのような改善命令とか措置

法を任せたような感じになっているというふうに聞いておるんですが、実際、県のほうではそういう交渉とか何かは一切立ち会わないで村のほうで立ち会ったということですか、今まで、現在まで。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） この答弁書にお書きしましたとおり、以前の地権者のときにも県の振興局に情報提供しながら、この改善命令の件で前任、前所長の時代だと思いますけれども、立ち会った経過はありますが、その後、あそこのルートに関して県が村に打診をして、また、地権者との交渉を委ねられたと、そういった報告は受けておりません。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） そのいわき市の地権者に対しては、村で行って一応交渉されたと思うんですけれども。それやっていないんですか、村では、一切。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） この件につきましては、地権者との交渉は行っておりません。

なお、詳細分かりますか、地域整備課長。

〔「わかりません」と言う人あり〕

○村長（関根政雄君） そうですか。

このルートを決定する上での、その廃棄物の処理も含めて村のほうに県のほうから依頼を受けて交渉をお願いしたいということは、依頼をされてはおりません。私もこの現場、実は昨日、おととい確認してまいりまして、既に現道筋で丁張りがもうしてありますから、真っすぐ突き抜けるルートではなくて、現状のまま拡幅ということで工事はもう進められていると確認はしてきております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 2年前に、ルートは本線がちょっと改良不可能ということで、沿線にある昔工場あったね、その工場の一部を取り壊して拡幅というようなことで進めておるようであります。それで、ああいう国道を改良する場合には、その代執行というのは国、県でやるわけなんですけれども、そういう県とか国のほうの強制執行というのは全然ないんですか。副村長、分らないですか。

○議長（星 一彌君） 副村長、渡邊直樹君。

○副村長（渡邊直樹君） ただいまのご質問に対してでございますが、すみません、私も土木部の職員の時代はあったんですけれども、あくまでも用地買収の関係で携わった経験もございまして、そういった産業廃棄物等の代執行に関して、そこが例えば本来国、県でやるべきところを村でできるかといったところにつきましては、すみません、そこまでちょっと法制度を熟知してございませんでしたので、私の今の考えの中では、あくまで国、県がやるべきものだと、個人的には考えておりました。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 私もこれは強制執行まであるんですから、ましてやああいう主要国道ですから、そしてもう数年前から本線計画がされているわけですね。それが今回のように、無駄な金と言えば無駄な金になると思うんです、仮の道路を拡幅して造ると言うんですからね。いずれあそこを直線でもって国道が通じるはずなんですよ。だから、そういうことをやはり自治体、村のやっぱり将来の発展にもつながることなんですから、やっぱり自治体のほうで、もう少し県のほうとの協議を進めて、そしてできるものは協力するというので、そういう難題を解決するような努力はやっぱりすべきだと思うんです。

それは、もう答弁分かりましたので、別の話しますけれども、もう一つあるんですよ、やっぱり289号沿いなんですけれども、丸谷地地区ね。そこに村長も承知していると思うんですけれども、以前、何かすごい温室を造って何か事業をやるような計画、しかし、我々やっぱり村民の一員としても、何かおかしいなと。当然地元の人たちに聞いたところ、何か廃棄物をかなり持ち込んで、そのまま山奥のほうに隠しておるといような状況。それから一時、イチゴ栽培とか何かということでハウス経営をやったみたいなんですけれども、それは一つの口実であって、実際今もう放棄状態ですね。あれもやっぱり本村では大変な迷惑かかっている廃棄物の問題になろうかと思うんです。その状況等もちょっと把握状況をお願いしたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 丸谷地地内の、今、ハウスの機能は果たしていないですね。過去にも私も議員だった当初、議員の視察でも多分あそこは見たと思います。車窓から見ました。プラスチックの大量のトンバックに入った固形燃料と称しながらも間違いなく産業廃棄物を、入って行って橋の奥に山積みになっておりました。それは燃料だということだったんですが、それも、今、議員もご承知のとおり、あれは廃棄物だということだ村からも当時、勧告とい

いますか、あと県のほうからも指導があったとは聞いておりますが、今その産業廃棄物とみなされるトンバックのペレットは、今、撤去されてないようではありますが、ただ、手前の橋から先に、私も実はあその場所、あの奥に吉岡さんという方いらっしゃって、一人住まいのお宅にすまいるが常々お弁当を届けていたものですから、非常に道が狭くて怖いということで、何度もその奥の一軒家の吉岡さんという方にお邪魔したときに、あの周りに車を置いて歩いていったこと実はあるんです、実は、雪降ったときですね。そのときにも、周りをずっと見た限りでは廃棄物らしきものはもう全くない状態でありました。あの方が、今ハウスで暖を取っているのか否かというのは、ハウスはちょっと外から見るとは耕作されていない、当時、野菜なのかミニトマトなのか何かを作るという話だったんですが、その方との接触は、私、村長になってからは接触したことがございませんので、正式な把握はちょっと申し訳ないんですが情報が得られていない状態でありますから。

ただ、橋が、橋というか、あれ手造り橋なんですね。許可がされていないと思えるような橋でありましたが、H鋼でかなり頑固な橋になっておりますが、私はいつもそういった橋を見るたびに、二次災害が起きないものかと。台風19号が去った後も、あその橋の麓を見てきましたが、橋が流されるという状況ではなく、被害も最小限度であったなどは確認しておりますが、その廃棄物関係の確認はまだ取れておりませんが、あの周りを視察した限りでは、そういったものの不法投棄というものはないと確認はしております。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 村長が、現状を見た限りでは廃棄物ものらしきはないというようなことを断言しておるんですけれども。建物の所有者とかそういうものの一応、あのまま放置状態になっているわけですね。そうすると景観上も悪いし、今言われたように、いずれ川沿いであって、大水の場合にはあそこ浸水するような危険性があるわけですね。そうすると下流への流出等は当然考えられる。これは二次災害につながる要因になるわけですね。状況というか、その所有権とか何かの状況等は把握していないということではありますが、やはりこれは村として状況を把握すべきですよ、さっき言った場所も。

それから県との協議もどんどん進めていくべきなんです。前に言われたように、事が起きてからでは間に合わないんです。国、県でも、事が起きてから規制を張るとか、そういうふうな法令化するというような状況でありますから、そういうことを前もって分かっているんですからね。状況をちゃんと確認して、そしてやっぱり住民に安心感を与えるべきだと思っております。それは約束していただきたいと思いますが、もう一度。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） ご指摘のとおりだと思います。災害が起きる前に対応する、また、丸谷地のその住んでおられるのであろうだけではちょっと済まないと思いました。その方が、そこで村民として籍を持って来られているのか、あと、車がありまして、人がいるというのは外から確認は取れておりますけれども、どのような、もともと地元の方でありませぬので、ですからこういった行動をお取りになっているのかということも併せて、村とすれば周りの住民の不安、それから二次災害が起きてはなりませんので、そういったことを含めまして、今後また調査をしながらも、あと県のほうと協議をしていかななくてはならない点があれば県と協議をしながら、住民の安心と安全を守っていききたいと考えております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） ありがとうございます。

以上で、一般質問を終わりたいと思います。

---

◇ 関 根 浩 治 君

○議長（星 一彌君） 1番、関根浩治君。

〔1番 関根浩治君 登壇〕

○1番（関根浩治君） 1番、関根浩治でございます。

12月の定例議会に2つほど質問をしたいと思います。

まず初めに、水稻栽培農家支援策の実施についてということでお尋ねしたいと思います。

今年度の水稻栽培は異常天候により、収穫量減とコロナ禍による飲食店での営業自粛等による影響で、米の在庫が増え米価下落が発生し、生産者買取り価格は大幅な価格低下となっております。また、収量減少の二重苦となり、生産資材費や刈取調整費等の支払いに苦慮しており、次年度の作付などが懸念され、耕作放棄地増加や離農等につながりかねない現状です。本村の里山文化の景観保全・治水・減災防止観点からも、農家の生産意欲低下防止と村民が安心した暮らしを守るための支援策を講ずることが急務であると思われまふ。それについての支援策を村長にお伺いいたします。お願いします。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 1番、関根浩治議員には、平素より農業振興にわたる一般質問をいただいております。感謝申し上げます。

それでは、1つ目のご質問、水稻栽培農家支援策の実施についてお答えをいたします。

新型コロナの影響により、主食用米の需要が減少し、令和2年度から2年連続して米価の下落が発生しております。昨年度については、新型コロナ交付金事業により、主食用米の生産農家に対して、10アール当たり1万円を交付し、農家所得の減少と生産意欲の向上を目的に実施したところであります。令和3年度には、米需要の減少により、当初から米価下落が予想されたため、全国的に主食用米から飼料用米などへの転換を図っていただくよう、各農家に要請をしており、本村では10ヘクタールが新たに飼料用米に取り組むなど、成果が現れ、米価下落の抑制に期待をしたところであります。

しかし、新型コロナの影響で、昨年度から長引く外出自粛や外食産業への営業時間短縮が続いたために、米の消費量も伸び悩み、米価の回復には至りませんでした。さらに、今年は8月の出穂時期における天候不順で不稔米が多く見られ、昨年より収穫量が減少する品質もあり、農家経済へ大きな打撃を生じております。

国、県では、米の生産調整も拡大され、飼料用米の転換を推進しているところでもあり、積極的に主食用米農家への支援策が出されない状況の中で、村では10アール当たり5,000円の支援を行うことで、本定例会に補正予算の計上をいたしております。令和4年産米作付に対する生産意欲の向上と、耕作放棄地防止のための対策と考えております。

また、ゆうきの郷土づくり推進のために、ゆうきの郷土、いわゆる堆肥センターで製造された有機堆肥購入者への支援も併せて行い、鮫川村で生産される農産物のブランド化を図って、付加価値を高め、農家所得の向上を目指していきたいと考えております。

以上、1番、関根浩治議員の1つ目のご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 1番、関根君。

○1番（関根浩治君） 現在、村では令和4年産米の対策として、今回議案として提出されているようですが、私が求めているのは令和3年産米ということで、価格が大幅に下落しておりますし、また異常天候によって、やっぱり出穂時期に、一番大事な時期に天候が悪かったというような影響で、収量が本当に取れないということで、価格も今年産のコシヒカリの買取り価格が60キロ当たり8,800円、昨年のコシヒカリについては1万1,900円ということで、差額が3,100円ほど今年は下落しているというような内容でございます。

そういったことで、特に冷害のあったときには、異常気象ということで天災融資法とか、

そういった国で、法律で認められて、無利子の融資とかいろんな施策が講じられるわけなんですけど、今回の場合は収量が取れない上に、コロナで米の価格が本当に安くて、買取り価格が安いということで、村内でも大規模にやっておられる方ほど被害が大きいし、また幾ら小規模であっても大多数の農家が水稻を作付しており、村の主要な産業となっておりますので、ぜひこういった現状を鑑み、やはり今年産米の価格下落に対する補償はぜひやるべきだと考えますが、その辺について、再度村長のご意見をお伺いしたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 米価下落対策という本質的な目的で、今回1反歩当たり5,000円という支援策を上程させていただきましたが、議員ご指摘のとおり、まず生産意欲がなくなってしまうと。そしてまた、耕作放棄地がどんどんと増えてしまうと。このまま来年の作付ができないままに意欲が低下したのでは、村の農山村の環境、そしてまた米を主とする生産農家を守り切れないということもありまして、米価下落が1つの大きな引き金ではありますが、来年度の生産意欲等を高めるためにということで、支援策を講じたわけでございます。

それともう一つは、この支援策を郡の町村会で協議をいたしました。昨年、私どもの村は、主食用米1反歩1万円の支援をさせていただきましたが、郡内の町村は支援策がなかったと。しかしながら、今年、各、埧、棚倉、矢祭、鮫川も合わせて、この米価下落に対して支援をしなくてはならないということも鑑みて、ある首長さんからは、これはもう郡内で一律化して標準化してやるべきではないかという意見も出されましたが、私はそれはできませんとはっきり申し上げました。なぜか、本村の耕作地の環境、全く中山間、そしてまた日が差さない、さらにはなかなか湿田が改良されない、暗渠排水取ってもなかなか耕作するには苦労するというので、埧と矢祭と棚倉と合わせて肩を並べた支援策をするなんていうことはできませんとはっきり申し上げました。結果的には棚倉は支援策はないと。埧が5,000円にしようかと言っていたところですが、支援策は今のところないと。矢祭は1反歩2,000円という情報も得ておりますが、本村の場合には、まずこれだけの高冷地、さらには議員ご指摘の収量減、昨年も1反歩1俵半取れ足りなかったんだね、昨年はね。今年はまたそれに追い打ちをかけておりますので、米価下落に対しての補填も併せて、それに今回、本村が推し進めている循環型農業、堆肥センターの堆肥を何とか使っていただきたいと。米価がここまで下がるということは、多分肥料を抑える、もしくは堆肥を有機質堆肥で村が付加価値をつけた米を、他地区と格差をつけて有機米を提供したいというところで、堆肥を使われないのではないかと懸念して、このたびの米価下落、意欲高めるための農家元気回復支援金と

合わせて、堆肥の散布、これに対しても支援策を今講じたところであります。

大変、農家の方々は、年内の支払い、それからまた新年度の資材高騰も合わせて大変な状況になるかと思いますが、本村の財政状況も鑑みていただいて、私どもは米価下落基金を持っていますから、それを一気に吐き出すわけにはちょっといきませんが、今回、これだけの1,200万円以上の予算を投じながらも、その基金を活用して充当したいと。

さらには、今後、今私たちに、特に私にも課せられているのは、日本の米価の下落を保持するためには、やはり国の外交政策であります、外交政策。お金で支援ではなくて、古米でもいいから、在庫のお米を外交の政策に織り込んでいただいて、そして在庫をなくす、そしてまた、在庫過多であるから米価下落だなんていうことをよく言う先生方もいらっしゃいますが、そこは外交と絡んで何とか米価を元に戻していただきたいと。そこは強く話をしていますが、これからも引き続き諦めずにその外交での米の扱い、日本の米は本当においしいですから、諸外国への支援策はそのようなことで転換をしていくということも併せて、国へ働きかけていきたいと思っています。

今回の支援策、どうか議員にもご理解いただきながら、さらに今後また農家の方々が何をお困りなのかということも併せてお聞かせいただければ幸いです。

○議長（星 一彌君） 1番、関根君。

○1番（関根浩治君） 令和3年産米については、そういった内容で特に危機的な状況に農家は追い込まれているというのが現状だと思います。来年、作付やめるといような農家も数多く聞いておりますので、本当に大変な状況でございます。現在の稲作の基金、稲作支援基金の残高はどのくらい村で持っているのか、それと併せて昨年や一昨年と比べた納税の収納状況、参考になればどのような状況なのか、その辺も併せてお伺いしたいと思いますので、知っている範囲内でお願いしたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 米価下落基金の残高につきましては、担当課長からご説明を申し上げます。

それと、税金の納税関係、それは今手元に資料がないということですが、それは資料を入手次第、担当課長のほうからご説明をさせます。まず、下落基金の残高につきましては、農林商工課長になるかと思いますが、答弁をさせます。

○議長（星 一彌君） 農林商工課長、星徹君。

○農林商工課長（星 徹君） 農林商工課長です。

手元に細かい金額の資料はちょっと持ち合わせておりませんでした、申し訳ございませんが、基金残高では6,000万円ちょっと持ち合わせておるといふことでご理解いただきたいと思ひます。

なお、詳細につきましては、令和2年度決算書に基金残高載っておりますので、そちらでもご確認いただければと思っております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 1番、関根君。

○1番（関根浩治君） そういつたことで、現状、基金を持っているので、やはり農家のために吐き出すのは、今、この厳しいときに農家に手助けをするのが当然だと思ひます。そういつたことで、ほかの町村におきましては、新聞紙上で2回ほど、こういつたことで支援をしますといふことで報道された町村もあります。また、農家へのチラシなども、こういつたチラシを作成して農家に配られている町村もあります。そういつたことで、本当に県内で農家のためにといふことで一生懸命やっている町村もござひます。

また、国、県では、来年度の種もみの助成といふことで、そういつた事業も4年度の中で計画しておりますけれども、やはり鮫川村はこういつた条件でござひますので、ぜひやっばり3年産米については、できれば12月中にお支払いしていただきたいといふ、私は考えておりますが、今回計上されておひませんので、12月中にもう一度臨時議会も開いて、12月中に、それこそ国で今、子供の子育て給付金の件ではないですが、現金で12月にお支払いするくらいのを考えを持っていただきたいんですが、再度村長に答弁いただきたいと思ひます。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 今回上程されておひます、この支援策、皆様にご承認いただければ、年内中の支払いは可能かどうか。どうですか、答弁してもらえますか。

○議長（星 一彌君） 副村長、渡邊直樹君。

○副村長（渡邊直樹君） ただいまの、今回、定例会に上程させていただいております補正予算のお支払いの時期についてでございますが、議会の閉会日が17日を予定してござひます。そこから、支払いまでの事務手続でございますが、当然補助金でございますので、農家の皆様から申請書を出していただいて、それからこちらで書類を確認して皆様の口座にお振込みするという流れがござひますので、大変申し訳ございませんが、ちょっと事務手続上、年内中のお支払いといふのは困難でござひますので、年明け早々に皆様の口座にお支払いできるよう、こちらとしても努力してまいりますので、何とぞご理解のほどよろしくお願ひしたい

と思います。

以上です。

○議長（星 一彌君） 1 番、関根君。

○1 番（関根浩治君） 今回の議会で計上になっておりませんので、そういった内容ではあると思いますが、やはり今、副村長が申されたのは、多分令和4年産米の対策費の件だと思います。私が申し上げているのは令和3年産米、今年産米の支援策ということで、思い切って10アール当たり1万円ぐらいの助成をしていただけないかというような内容で私は考えておりますが、その辺のことについて再度ご質問したいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 先ほども答弁で申しましたとおり、今回の1反歩当たり5,000円という支援金は、今年度の米価があそこまで下がったからこそ原因で協議をしてまいったわけがあります。当然議員各位からも様々なご要望もいただきました。議長名で支援策を講じてほしいということも要望も受けております。当初、3月の議会の定例議会の補正でと、こう考えておりましたが、それでは間に合わないと。年内中に議決をしていただいて、それで早急の支援策をお願いしたいという複数の議員の皆様方、さらには議会からの、議長はじめ議会からの皆さんの総意としての要望を受けての今回の上程でありますので、元気回復という言葉を使っておりますが、紛れもなく今年度米のあれだけの米価下落に対しての支援策でありますので、新年度以降、県の1キロ当たり150円という種代の補填施策も、国県では独自にしてくるかと思いますが、それはそれです。本村の場合には、独自に他町村にない、近隣町村にない支援策をいち早く講じたということでもあります。

間違いなく磐梯町では9月議会で早々と1反歩1万円の支援策も講じております。そのような町村もありますが、私どもも、こうして皆様のご苦勞、そして耕作条件を鑑みながら米価下落基金を全て吐き出すわけにはいきません。今後、どのようにこの米価が変わってくるのかというのは予想は我々もつきませんから、今回1,250万円相当の、堆肥まで含めると約1,400万円になるんですかね、そういった上程をさせていただきながら、なお、今後どのように米価も来年度以降下がってくるかちょっと予想はつきません。下落基金を使わなくても皆様が農家の継続をしていただけるような理想とはしておりますが、今後、下落に関しては2年続きで下がっておりますから何とも予想はつきませんが、そのための基金として保有しながらも、今後またこのようなことが続けば、皆様と協議をしながら支援策を講じてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 1番、関根君。

○1番（関根浩治君） 令和3年産米につきましては、コロナ禍で燃料費の高騰などもございます。乾燥料金等も本来でしたら燃料費が上がったんだから、やっぱり上げざるを得ないのは調整業者の腹心だとは思いますが、こういった状況を鑑みて皆さん据置きで作業されていたと思います。国のほうでも燃料費の高騰、あるいはコロナ禍で持続化給付金とかそういった施策はいっぱい織り込まれておりますが、農家個々の事業として何一つこのコロナ禍では取り組まれていないのが現状であります。

村では、げんき商品券等も再度にわたって発行してまいりましたが、農家のための施策ということは全然当局のほうでは提案されていなかったもので、今回、私はぜひ思い切ってやっぱりここで事業をやるべきだと思いますが、再度お願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） コロナ禍の中で困窮しているのは、本当に全村民一律だと思います。

また、昨年1反歩1万円の支援、これも基金の中と思いきや昨年はコロナ特別交付金の活用ということもありました。これ思い切った平成26年度の下落に準じての、当初事務方からあのとき5,000円と言われました。しかしながら、5,000円では1反歩1俵半も取れない、そしてカメムシ、カメムシの被害非常に多かったんですね。今年も今年度もカメムシの被害はあると聞いておりましたが、そういったことまで鑑みて5,000円でなくて1万だということまで支援はした経過がございます。

その後、また農機具の購入代金、30万円上限と、これは100件ぐらいでしょうと少ない読みもしましたが、非常に皆さん効率よくこのお金を使っていただきました。これもコロナ交付金の中の活用ということで、農家の方々には農機具中古でもいいと。補助額をうんと広げましたから、30万上限ということで交付をさせていただいて、非常にスパイダーモアなんか非常に売れたと聞いておりますが、畦畔の草刈り用の機械等もお買上げになった方々が大勢いらっしゃいますが、そこでは農家の支援として講じ、交付をさせていただいた経過もございします。

関根議員、農家のためには支援策なかったと指摘されますけれども、本村としてもやっぱり公正に産業の振興を図るためには、農家の方々を無にして全く要望を聞かないで施策は講じられませんから、そういったことも今後含めて、支援策を講じていきたいなと思っております。

ます。

それともう一つは、今、冒頭に挨拶しましたとおり、担い手育成をしなくてはなりません。困窮している米農家の支援も今回、この支援策で皆様から何とかご承認いただきたいし、その先の農家の担い手の方々の支援、既に過日、約半月前、農業の方々の45歳以下の青年たちと直接お話をさせていただきまして、約10軒近く、今後、また45歳以上の方々と面談をする予定でおりますが、今、希望を持ってこの厳しい条件の中での村の中でも希望を持って将来の農業経営をこうしたいという若い力が今芽吹いておりますから、そういった方々の支援策も併せて担い手育成も進めていきたいなと思いますので、議員各位の皆様方の情報も提供していただきながら、総合的に支援をするためにはどのような方策が必要なのかということも併せて、長い、一時的に支援するのは今回のようなお金で支援はできるんですが、長いスパンで支援していくためにはどうするのかということも併せて皆様とご相談をしていきたいと思っておりますので、ご助言、また、ご提案をお願いしたいと思っております。

○議長（星 一彌君） 1番、関根君。

○1番（関根浩治君） そういったことで、特にやはり鮫川はこういう山間高冷地で農業をやっておりますので、平場の条件とはかなり差があり、収入の面でも大幅に違いがあるのは当然で、皆さんもご存じのとおりだと思います。そういったところでやはり担い手が育つような農業環境がやはり生まれていくのが、あるいはそういった地区を先導していくのが、やはり村ないし我々議員の仕事だとも思っております。やはり希望が持てる鮫川村にしたいがために、やはりやるべきときにはぎっちり支援をしていただくときには、きちんといただくと、そういったやはりめり張りも私は必要じゃないかなと思っております。

本当に今回、次年度作じゃなくて令和3年の稲作農家のために、ぜひ支援をしていただきたいので、再度補正予算等を計上していただいて臨時議会を開催して承認して施行していただけるように、切に要望いたします。

2つ目に入りまして、納税完納に向けた取組についてということで、納税完納につきましては、先輩方々の並々ならぬご努力によりまして継続されてきておりました。このことについてまず感謝申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

納税については、日本国民であれば納税の義務が発生します。これは日本国民であれば、3大義務ということで、その一つの義務でございます。過日実施いたしました9月議会定例会での議案調査時に、令和2年度の納税については完納とは至っておりませんとのお話でした。その後の経過についてお尋ねします。今後、納税困難者の発生や、徴収に苦慮されるな

どの問題が発生し懸念されますが、また、未納金額は高額になるなど考えられますが、まずは低金額、延滞金額の少ないうち、そういった意味で低金額というような表現をしております。低金額の納税に取り組むべきと思いますが、その方策等についてお伺いしたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 1番、関根浩治議員の2つ目の質問、納税完納に向けた取組につきましてご質問にお答えをいたします。

納税及び保険料につきましては、住民負担の公平・公正を保つ上からも、また財源の確保の点からも納税完納を目指し、収納率の向上に向けた取組を進めているところであります。9月定例議会総務文教・産業厚生合同常任委員会にてご説明を申し上げましたとおり、令和2年度における納税率は99.86%となり、納税完納は未達成でありました。滞納繰越額等につきましては、関根議員が求められ提出した資料のとおりでございますが、現時点での納税状況と具体的対策及び実施状況についてお答えをいたします。

まず、1点目の滞納状況としまして、2年度現年度分が24件、108万9,193円、過年度分が27件、191万2,322円、合計51件、300万1,515円であります。

2点目の、具体的対策についてでございますが、現年度徴収対策としまして、新たな滞納者を出さないためにも、年度内完納を求める現年度対策を複数年滞納者対象としまして、必要に応じて生活状況等の困難な状況、改善のための検討と協議を行い、現年度分を含めての分割納付を進め、ご理解いただいた方に取り組んでいただいているところであります。

3点目の、滞納整理の実施状況につきましては、令和2年度決算後から11月下旬までの約6か月における職員の督促や各家庭の戸別訪問などの呼びかけにより、2年度現年分が9件、23万5,496円、過年度分が8件、40万9,941円の徴収をしております。これだけ徴収できたということでもあります。

関根議員ご指摘の納税困難者への対応と低金額の納税に取り組むべきとする点につきましては、各納期限を過ぎた納付者に対しまして、その都度催促状を送付しております。納付額が累積して高額にならないよう、催促通知の発送と定期的な連絡の取組を進めているところでもあります。また、困難事案の滞納処分につきましては、白河地方広域市町村圏整備組合滞納整理課への移管を含めた相談協議の中で、令和2年度において1件、19万8,000円を移

管し完納となっております。

今後の徴収事務につきましては、法に基づく滞納整理を進めるのはもちろんであります、単に税を徴収するというだけの立場に立つのではなくて、問題を抱えた滞納者の生活状況等を含めた相談を受け、中長期的な徴収事務に取り組み、滞納者の減少に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、ご理解をお願いを申し上げ、2つ目のご質問に対するお答えといたします。

○議長（星 一彌君） 1番、関根浩治君。

○1番（関根浩治君） 令和2年度からの滞納額が発生しているということで、今年度も、令和3年度につきましても、既に未納額が発生しており、継続して2か年間滞納金額が重なっていくわけですね。そういったことが以前では完納ということだったので、その裏には村民の方々、あるいは先輩諸君の並々ならぬご努力のたまものがあつたからこそ完納できたと思っております。

それが、関根村長になってから、そういったいろんな慣習やしきたりがちょっと途切れたような形になって、こういった未納額が発生してしまったのかなというような気もいたします。また、本人の納税者の方々からすれば、やはりコロナ禍でかなり生活も厳しくなっているというのが現実だと思います。先ほど村長が申されましたように、やはり督促ばかりではなくて、その家庭あるいはその納税者の気持ちになってやはり生活の面倒まで行政として手厚い注視をしていかなければならないような状況にも、鮫川村のこの山間僻地ということで考えれば、高齢者の独り世帯とか、そういったことも年々発生しておりますので、やはり大変な形になるのは目に見えていると思います。

そういったことで、今後やはりこの累積していくのが私は大変だと思いますし、そういった金額がやはり納められない家庭が増えてきたんでは大変なことになりますので、村で今後そういったことがないように、条例とか規約とかそういったことの整備などをしなくちゃならないような面はあるのかどうか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 納税をしていただくための条例化というご提案でしょう、ですかね。納税義務者というのは当然住民である以上は納税義務というのが課せられておりますから、これはどうしても納税をするというのが、国民また住民の義務であります、それは条例化するということよりも、きちんと法で決められているものですから、また納められない方には今度は延滞、そういった規則もあります。ただ、やはりないところからお金を頂くという

のは全くできないわけなんです。

議員、ただいま再質問で関根村長になってから100%でなくなったと言われておりますが、私が村長になる前からも100%ではなかったわけですよ。大体意味分かりますか、どのようなことであるか。100%にするためにどなたかが負担していたんですから。これは本当の納税教育ではないと私は判断しました。当時の役職をお持ちの方々が立て替えていたという状況が長年続いて100%保持してきたわけですよ。これは幾ら国、県から表彰を受けたにしても、村民のための納税教育には絶対ならないと私は判断しましたし、それはやってはいけないことと判断いたしました。であれば、やっぱり納められない方に足を運んで、事情を話して、今まで区長様が奨励に長年行っていたんですけれども、区長職の軽減、それをやっている区長になる人がいないよと、区長会の中からもご意見がありました。何年もかけて、それは職員が足を運んで勸奨に行かせていただくと。どうしても年度末で納税されない方には、個人情報もありますから、内容はお伝えしなくてもまた区長様にお願いすることが大字で言うと1件か2件あるということも報告を受けておりますが、100%にするためには、やっぱり並大抵の努力をしないとなりません。

また、他町村からいうと納税率も非常に高い、98%前後では高いのでありますが、まだやっぱり生活が困窮されていて納められないと。しかしながら分割して納めようとする方もいらっしゃるという方は、足を運んで事情をお聞かせいただいて、こういう方法もありますよということをやさしく職員のほうからも申し伝えて納税をしていただくということでありませぬ。

今後は、やっぱりこの納税率を高めるというのは、我々の行政の納税教育、子供の頃から併せて学校で税の授業も重ねて、教育委員会では係を先生、講師に招いてやっておりますので、まず私たちのこの生活、それから様々な事業は全て税から生まれているんですよということも教育していかななくてはならないと思います。

今後、議員からご指摘あったように、100%近い納税率にするためにも、我々も行政側としても最大の努力はさせていただきたいと思っております。まとまった金額が納税されていない数件というのもございますし、これは紛れもなく法人倒産等によって負債を抱えている未納額というのもずっと引き継いでおりますけれども、係も努力をしております。本当に足を運んで、心から接して納税率を高めるために努力はいたしておりますので、今後また議員各位にもそういったその納税に対してのご理解、さらにはこれから税を高めるためのご助言とご指導も賜りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 1番、関根君。

○1番（関根浩治君） 本当に、完納については、様々な村長が今お話ししたとおりでございます。その裏にはいろんなご努力があったというのは私も重々承知しております。

また、ほかの町村では納税のために特例の嘱託職員を雇って昼夜に問わず訪問して、いろんな納税の協力をいただいているというような町村もございます。鮫川ではそこまでは、まだ計画はされてはおらないようですが、やはり担当職員が本当にくまなく足を運んで納税者にきちんと理解をしていただかないとやはり納税できないのかな、あるいはされてもらえないのかなというような感じでおりますので、担当職員の方々には本当に昼夜問わず職務といえども大変だと思うんですが、やはり今までそういったことがなかったからこそ今後そういった局面が発生したわけでございますので、納税の督励については、担当部署課長以下、大変だと思いますが、やはりそういった形で督励していただいて、やはり継続できるような形でご努力いただきたいと思います。

現在、累積で300万近いぐらいの金額になっておりますが、これが何千万、あるいは何億というような形にならないように、やはり日々研さんしていただきたいと思いますので、今後ともいろんな関係でやはり諸規定なんか整備しなくちゃならないような場合については、速やかに事前に対策を講じていただいて、納税がスムーズにできるように対応していただきたいと思いますので、その点も併せて村長にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

資料等に対しましては、担当課長さんにご努力いただいて提出いただきましたので、本当にありがとうございました。おかげさまをもちまして、納税について一日も早く完納できるようにご努力いただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上で質問終わります。ありがとうございました。

---

◇ 遠 藤 貴 人 君

○議長（星 一彌君） 3番、遠藤貴人君。

〔3番 遠藤貴人君 登壇〕

○3番（遠藤貴人君） スマートフォンの検索アプリに、恐らく学習機能というものがついておりまして、その使用者の興味関心の優先的なものが表示されるかと思うんですけれども、私のスマートフォンも政治とか行政とかに関わることを調べる人が多いせいかなのか分

かりませんけれども、大分県のほうの市議会の情報が最近上がってくるものが多くて、私自身はあまり個人的には興味関心はないんですけれども、私、しっかりこのマスクを着けさせていただいて、認められた質問を2点ほどさせていただきますので、どうぞお付き合いいただければ幸いです。

それでは、質問のほうに入らせていただきます。

1つ目、環境公社の設立についてお尋ねをいたします。

本村では、以前からの目標であった、環境公社の設立計画が最終段階に差しかかっているものと思われま。過去の定例会においても、令和4年度での開始を見込んでいるとの踏み込んだ答弁もございました。環境公社が設立されれば、村内の環境維持に有効な法人となり、今後の人口減少によって負担となるであろう、除草作業や支障木の伐採などの課題解決につながることや、現在まで役場が引き受けていた住民の求めが分散化することによって、職員の業務負担を軽減する可能性などに期待感を持っております。

しかし、一方で、設立への課題も明確になってきているものと考えております。

以下の課題に対して、今後、どのように取り組んでいくのかをお尋ねいたします。

1つ、法人の事務所はどこに設置をいたしますか。

2つ、資本金をどのように集めますか。

3つ、法人の設立や運営を担う方をどのように決めていきますか。

4つ、民間の土木業を奪うことになりませんか。

5つ、将来的に赤字補填することになりませんか。

以上をお尋ねいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 3番、遠藤貴人議員の1つ目のご質問に対しましてお答えをいたします。

環境公社の設立に向けましては、これまでの議会において答弁をしてきましたとおり、来年度をめぐりとして、立ち上げに向けて庁内で準備を進めているところであり、設立後は商工会にあるシルバー人材センター事務局の引き受けを足掛かりとして、その後、徐々に業務を拡大していきたいと考えております。一方、公社を設立をすれば終わりではなく、いかに利益を生み、稼げる組織になるか、また、最終的に本村の里山環境の維持を担っていけるか、

組織になれるかが最も重要であります。それに伴って、設立に当たっては、数多くの課題もあることから、慎重に検討しながら準備を進めなくてはならないものと考えております。

そこで、議員おただしの各項目に沿ってお答えをいたします。

初めに、法人の事務所の設置場所についてであります。公社の業務としては環境維持でなくて、将来的に本村の農業を維持していく担い手組織として、畜産業も含めた農業分野への業務展開もできないか考えていることから、堆肥センターの一角を拠点とした組織運営も視野に入れ検討しております。

次に、資本金であります。起業時の資金調達的手法には、協力者からの資金、出資、金融機関等からの融資、クラウドファンディングなど様々ありますが、迅速な設立と安定的な組織運営を目指していくためにも、出だしの資本金につきましても、まずは村で準備できないかと考えており、現在、資本金の金額につきましても検討しているところでもあります。本村の景観維持等農業をはじめとした産業の発展に貢献していく一方で、稼げる組織として運営していただける経営感覚に優れた、たけた方に経営をお願いしたいと考えております。

また、公社でのコスト意識を行財政運営の経験に生かしてもらうためにも、役場職員の公社派遣もできないものかと考えている状況でございます。

次に、土木業など、民業圧迫への懸念についてであります。これまでも村内業者にご協力いただいている業務を阻害してまで公社の業務にしたいと考えておりません。こうした業務等のすみ分けなどをしっかりと整理し、連携していく必要があると考えております。

最後に、公社の赤字補填につきましても、村内の主な企業に公社設立に向けた説明に上がった際にも、同様の懸念に対するご意見を頂戴しているところであります。令和元年度の総務省総計によれば、地方公共団体が出捐を行っている第3セクターのうち、会社法法人の4割以上は債務超過等のため経営健全化方針の策定を要する法人となっております。このように、公社を含めた第3セクターは出資金や補助金、貸付金などを通じて地方財政と密接なつながりを持っていることから、公社へ赤字補填することとなった場合には、村への財政にも少なからず影響を及ぼすことが十分懸念されるために、将来的に採算が取れる業務であるかをしっかりと見極めながら、準備を進めてまいりたいと考えております。

以上、3番、遠藤貴人議員の1つ目のご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 3番、遠藤君。

○3番（遠藤貴人君） いろいろお尋ねをしましたがけれども、やはり一番今回の公社設立に当たってやはり懸念となるのが、最後に質問させていただいた5番目の、赤字補填することは

どうですかというような部分なんですけれども、今の答弁の中でもありましたように、実際に3セクでも4割の法人が債務超過に陥っているというようなお話でありました。4割のほうに入るのか、6割のほうに入るのかということが非常に重要であり、大事なことになってくるんだろうなというふうに思っておりますけれども、今現在も、村でやはり赤字補填をしているような部分もございますので、蓋を開けてみないと、実際始まってみないともちろんこれは分からない部分というのはたくさんあると思うんですけれども、やはり将来的に赤字補填をしてしまうようなものを、やはりつくることは誰しもが望んでいないことですので、そこに当たってはやはり慎重に令和4年度ということですので、本当にもう開始に差しかかっているわけでもありますけれども、もちろん始まった中でも修正とかそういったものを加えながら健全経営に向けていくことは非常に大事なんだろうなというふうにも考えております。

そこに当たって、さきの一般質問の答弁でも、さぎり荘に関しての答弁なんかもございましたけれども、事務所のほうは堆肥センターのほうを考えていますよというようなお話もありました。やはりさぎり荘、堆肥センター、それから手・まめ・館というのが一つ私自身も、皆さんも、やはりこれからの鮫川村の今後のキーになっていくところであるだろうなというふうには考えているんですけれども、様々なそういった施設にもいい部分たくさんありますけれども、やはりいろんな諸問題も抱えているというようなところもありまして、そちらのそれぞれの業務をこの1つにまとめ上げていく、そしてそこに従事している人たちの異動も含めて、これは1つの会社として経営していくというようなことも、そういった諸問題を解決する一つの、抜本的な方法の一つかなというふうには、私自身は考えているんですけれども、その点について、村長自身どのようにお考えかをお尋ねいたします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 第3センターと申しますか、村が出資をした別の会社を、今後どのように進展させていくのかということでもあります。

本村、村からの直営の施設、さぎり荘は社協に委ねながらも実際経営をしておりますが、社協の会長は私ですから、村の施設の一部だと考えていただいて結構であります。また、手・まめ・館も、今直営で手・まめ・館の運営をしていると。堆肥センターも会計年度任用の職員を充当して手・まめ・館と一緒に業務を連携取りながらやられていると。当面、環境公社は来年度立ち上がりますが、当初から大きな組織として一気にスタートというのは、なかなか慎重にかかかっていかないとならないということで、資本金額も最低限度という副村長

を頭としたチームが、今、試算をしておりますが、行く行くは村おこし会社の大きな組織となって、さらには手・まめ・館も公社設立ということで長年準備室がありましたが、今回、設立準備室はやめまして、まずは環境公社の立ち上げとともに、今後どのように手・まめ・館、それから今ご指摘のあったさぎり荘、これも当初含めた中で設立をというプロジェクトチームの原案も実はございました。それはなぜかという、やはり別会社の中で、民間意識を高く持ってもらって、人材教育をしなくてはならないんですよ。ここが一番の問題です。役場もそうですけれども、働いてみんなで売上げを上げていこうとか、それから目標を1つにしてこの会社をどうやって盛り上げようという、一つの源となるのは人と人なんです。そこがうまくいかないとなかなか売上げも、経営も、運営もおぼつかない。今、手・まめ・館も人材教育を大改革しようと思っ、今、大変な苦勞をしながらも、各従業員と1人ずつ面接を終えたばかりであります、なかなか経営改善が少しずつよくなっているんですが、思い切った改革がされていないところで、なかなかコロナの関係もありまして、売上げも思ったように伸び悩んでいるということもありますが、手・まめ・館の改築とか、新しく施設を建て直すということも必要であります、それ以前にやらなくてはならないのは、従業員同士の心と心、そしてまた、営業を基本とした意識改革なんですね。

そういったことも含めて、大きな1つの村づくり会社が1つとなった場合は、人事間異動、当然です。人事異動というのは会社内では異動もありますから、1か所に長くいるとなかなかいいことばかりではありません。そういったことも含めて、新しい環境公社の設立を機に、少しずつ、営業目的は当初から農業の振興と環境保全という大きな2つの柱の中でスタートはいたしますが、営業内容を少しずつ増やしていきながらも、また出資の増額、クラウドファンディング、また民間の協力金も併せて考えていながら、強い力を持った村の振興につながる法人に育てていかなくてはならないなと思っておりますので、今後とも、議員各位にもまた環境公社の滑り出しの段階でご相談申し上げますが、人材確保も併せて社員教育、最終的には雇用創出ができるように、村の若い人たちを雇用できるような会社に育て上げなくてはならないなと、肝に銘じておりますので、今後、またご指導いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 3番、遠藤君。

○3番（遠藤貴人君） 今回の公社設立に当たっても、これはこの質問の中身にも書きましたけれども、随分と以前からのこれ目標であったものが、なかなか形にならずにここまで来て

しまったというような現実の中で、これは実際には恐らくシルバー人材センターでやっている業務を受けるようなところから、多分始まっていくんだろうというようなふうな、そういった小さいところから始めていってというような答弁だったと思うんですけども、それですらやはりこの公社を設立しようというものは、私は一つ英断だというふうに感じておりますので、その一つの英断を、やはり加速させていくためにも、これはもちろん今すぐではなくて結構ですけども、やっぱり長期的な視点を持って、やはりよい法人にしていくべきだろうというふうに私自身も考えておりますので、それは職員の方合わせて、皆さん心は同じだと思いますので、そういったところを目指して、ぜひこの法人を何とかいい形にしていきたいというような期待を持って、この1つ目の質問のほうは終わらせていただきます。

続いて、2つ目、地域活性化起業人についてお尋ねいたします。

平成26年度に受入れ自治体数17で開始された地域活性化起業人ですが、昨年度は受入れ自治体数も98となり、徐々にですが、広がりを見せているようであります。民間事業者の専門知識やノウハウを生かしながら地方への社会貢献を促し、自治体ではスペシャリスト人材を活用した地域の課題解決が目的の事業です。

本村では、令和3年10月20日から、スポーツクラブや介護予防事業を運営する株式会社ルネサンスと健康づくり推進の連携協定を結び、同社から1名が派遣されています。協定には、民間目線で健康な村づくりを進めるための項目が盛り込まれているようですが、今後どのような形で業務の促進を図るのかをお尋ねいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 続きまして、3番、遠藤貴人議員の2つ目の質問、地域活性化起業人のご質問に対してお答えを申し上げます。

まず、地域活性化起業人についてであります。国の派遣事業を活用し、本村の高齢者の保健事業と介護サービスの一体的な実施に関わる業務の促進を目的として協定を締結したところであります。この事業を活用し目的を達成するために、現在行われている高齢者介護予防事業、筋力づくり教室の運営及び形態変容支援、いきいき百歳体操教室、地域サロンの現状把握及び運営支援や、新たに健康福祉、介護予防における新規地域サロン立ち上げの企画提案、地域運動団体への企画提案及び運営支援、運営ボランティア養成講座等の構築、さらには一体化計画策定に伴う企画提案、運営支援、人材育成等の助言など、現在行われている

事業に加え、新たに取り組まなければならないものが想定されますが、この3年間の限られた期間の中で、目的達成のためにご尽力いただけるものと期待をしているところであります。

次に、今後、どのような形で業務の促進を図るかについてであります。今年度も事業計画しておりました事業も、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、計画の変更や中止を余儀なくされ、思うように事業展開ができない状況にありました。現在は落ち着いてはおりますが、またいつ状況が一変するか分からない状況にあります。このような状況を踏まえて、第一段階として、保健センターで開催している筋力教室の現状を把握し、集落単位でふだんから顔を会わせるメンバーの少人数による実施の可能性、さらに冒頭申し上げました、各事業の現状把握、運営支援、企画提案など、各事業を一体的に実施するために、専門的知識やノウハウを生かしながら地域の様々な課題を解決し、支援体制整備及び人材育成を図り、組織構築を目指して、安定的かつ効率的に事業を運営できる体制整備に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、3番、遠藤貴人議員の2つ目の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 3番、遠藤君。

○3番（遠藤貴人君） 9月の定例会の議案調査の中でのやり取りだったと思うんですけども、住民福祉課の職員の方から、そういった筋力づくりをはじめとした村の様々なそういったものがコロナというところで全く機能がしなくなってしまうと、そこが非常に心苦しくもあり懸念をしているというようなお話がありました。この未曾有の本当にコロナというところで非常に対応が難しかったというふうに感じておりますけれども、言い方は少し悪いですが、そういった中で、今までの当たり前だった交流が全く分断されてしまったというような現実もあろうかというふうに思っております。

こういった方に、鮫川に生きていただいたわけですから、今までのそういった筋力づくり等々を行えなかった鬱憤というのではないんですけども、そういったものもぜひ行っていただいて、今までのやれなかった部分を存分に取り戻して、そして高齢者の方に生きがいづくりや、そういったものを感じていただくというような意味では、ぜひこれはこれから行っていただきたいというふうに感じておりますが、その点、村長のほう、どのようにお考えなのか、ひとつ聞かせていただければと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） さきの6番、北條議員の答弁にも入れ込みましたけれども、私はやっぱりこれからの行政運営は、まず民間の力、PFIというんですかね、民間の力とその経営

能力、それから技術、さらにはその専門家の専門的な知識をお借りしながら、公共事業を進めていく時代だなということで、今回も起業人の方に派遣をお願いして、専門的な健康指導をしていただいております。

本当に一生懸命、立案しながらも、過日も筋力教室を見せていただきましたが、非常に高齢者の方々からも慕われて、そして起業人の職員が一生懸命指導している姿、また、現職員とも連携を取りながら頑張っている姿を見るにつけ、やはりコロナ禍の中で失われつつある希薄になった交流とか、村民のその笑顔が戻りつつあるなど思っております。

先般、グラウンドゴルフ大会がグラウンドで開催されました。周回駅伝に代わる事業として各大字からチームが出まして、堀川議員にもプレーをしていただきましたけれども、非常に村民の笑顔が戻りつつあるということで、少しずつコロナ禍から元の生活に戻っているのだなというのを現場から拝見させていただきました。今後、また本村の高齢化率は40%を超えました。しかしながら、元気な高齢者を介護のお世話にならなくても、きちんとして自宅で健康づくりに励む高齢者を増やすのが私たちの大きな狙いでもありますから。

室内ばかりではなくて、トータル的な村民の健康、鹿角平の周りには、2.5キロ以上のクロカンコースもございますから、この起業人の方にもこの前も話したとおり、村民ウォーキング、年に何回かあそこの会場でみんなで歩く、そういった健康づくりもひとつ青空の下で行えればうれしいなど。

これからますます高齢者が増えて、そして健康寿命を延ばしていかなくてはなりませんから、そのために民間の力も借りて、また、私どもも行政としてできるだけおうちにとどまる高齢者ばかりではなくて、外に出て、そして様々な村民、村内外の方々と交流しながらも健康寿命を延ばすということに専念していくためにも、この3年間の彼の活躍と立案、それをまた担当課と連携をして大きく期待しているところでありますので、議員ももともと自転車のプロでありますから、そういったその今サイクリングの運動がこの管内で非常に高まっておりますから、そういったことも含めて健康づくりへのご提案をいただくことをお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 3番、遠藤君。

○3番（遠藤貴人君） ホットな話題としまして、先週だったと思うんですけども、村民の健康増進を目的に明治安田生命と、また連携協定のほうを村のほうで結ばれたというふうに拝見しました。相互に連携し、協働による活動を推進しながら地域住民の健康増進を図って

いくということでありましたので、そちらのほうもぜひルネサンスと併せて効果を発揮して、ぜひそういった高齢者の生きがいがづくりなどに寄与していただければというふうなことを期待しまして今般の質問のほう終わらせていただきます。

ありがとうございました。

---

◇ 宗 田 雅 之 君

○議長（星 一彌君） 10番、宗田雅之君。

〔10番 宗田雅之君 登壇〕

○10番（宗田雅之君） 令和3年第6回定例議会において、2点について質問させていただきます。

まず1点、農業施策についてお伺いします。

農業・農村は、食料を提供するだけでなく、生産活動を通じ国土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全、良好な景観の形成、文化の継承等、様々な役割を有しております。人間が自然に深く関わることにより創出されておりますが、現状、就農者の高齢化・就農人口の減少に伴い耕作放棄地の増加が進み、水田や畑地等を活用した洪水防止機能、良好な景観の形成機能、生物多様性機能、保健休養機能等の多面的機能の維持が危惧されますが、村としてこれらを踏まえて今後どのように対処していくのかお伺いします。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 10番、宗田雅之議員の1つ目の質問、農業施策につきましてお答えをいたします。

村では、農地維持及び集落活動を支援するために、中山間地域等直接支払交付金と多面的機能支払交付金の2つの制度を推進し、中山間地域等直接支払制度は、68集落、多面的機能は57集落が取り組んでおります。耕地面積に占める割合としますと、約50%であります。農地は耕作されることにより、国土の保全をはじめとする様々な機能が発揮されるものであります。しかし、水田においては、米の生産調整により水稻からの転換を余儀なくされ、大豆や野菜等の栽培、牧草の栽培などが行われるほか、耕作を維持できないため保全管理となっている農地も増加しております。

また、圃場条件が悪いために農地の集約も進まず、遊休農地として放置されている農地も

少なくありません。さらにコンニャク、葉たばこなどの生産も行われなくなり、荒廃した畑も増加しております。農家の高齢化や後継者不足、さらには農業所得の減少により、他産業への労働力の流出で農地の維持管理に従事できる機会が減っており、集落内の環境整備も維持困難となっております。これらの課題を解消するために、青年等の新規就農者の確保、高収益作物の導入による農業所得の増加、水田や畑の耕作条件の向上などが挙げられます。

青年等の新規就農者の確保につきましては、農家の後継者をはじめ、移住者等で新規に農業を始めたい人への支援制度の創設や、農業の指導を行う農家の協力体制も必要であります。

次に、高収益作物の導入であります。中山間地域でも高収益を確保できる作物の選定、導入、支援体制が必要で、村農産物のブランド化も高付加価値化へつながるものであります。さらに、水田や畑の耕作条件の向上については、圃場整備や暗渠排水などにより水田の乾田化と汎用化により、作業効率の向上を目指すことができます。しかしながら、これらには予算や住民の協力、人材の育成などすぐに効果が現れるものではないために、地道な努力と経験の積み重ねが必要であります。

いずれにしても、行政だけではなくて、住民と協働して取り組まなければならない課題でありますので、住民の意向も踏まえつつ、美しい里山景観を守りながら安心安全な農作物の生産を推進し、農業振興を図る考えであります。

以上、宗田雅之議員の1つ目のご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田雅之君。

○10番（宗田雅之君） 景観の保持は、この本村、中山間地にとって本当に大事な施策なんですよね。これは都会にないものだと思っております。そのために、その景観を守っている農業・農家、これの保持は本当に大事であり、これをなくしたでは中山間地、村の立つ位置が私はないだろうと思っております。

今、現状、ほとんどの方が恐らく田畑の状況を車で通りすぎりに見ていると思いますけれども、かなり周りが荒れてきています。この荒れている耕作放棄地、これを今後、何の対応もしなかつたら大変なことになっちゃうし、その対応策を一日も早く講じなかつたならば、村に景観が乱れることによって、また2点目に人口問題やりますけれども、流出する可能性も相当あると思いますよ。そのためにもこの耕作放棄地の対応、施策、村として矢祭町では花卉とか、私、矢祭町長とちょっとお話しのお話あったものですから、花卉とか豆だとか、諸々の施策をもう講じて、放棄地をなくすんだという取組やっております。村として重点的に取り組む施策、村長、何かあったら教えてください。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 荒廃する耕作放棄地ではありますが、議員もご承知のとおり、車で走っていると元水田がもう既に、柳の、腕以上の柳が生い茂っている、そのような水田も多々見受けられます。また、畑作、畑作は葉たばこ、コンニャク、牧草等で、今、牧草は畜産農家が除染といいますか、それを繰り返しながら牧草地は耕作しておりますが、昔、以前、桑畑であった、さらにはたばこ畑であった、さらにはコンニャクであったという、そういう畑が非常に荒廃しつつありますが、村では豆の耕作を奨励していますが、全部の耕作地をフォローするまでは至っておりません。新しい作物はないものかということで、模索もさせていただいております。

昨年から今年にかけて、お隣町の、もうこれ畑ですが、水田ではありません。畑ですが、枝物を輸出している業者といいますか、海外、中国から始まって約10か国、花を輸出している社長と何度もお会いしていますが、鮫川村にそうした畑の遊休地があるとすれば、桜の木、さらにはドウダンツツジとか、ああいったものも、どうか約4万本欲しいと言われております。しかしながら、今、塙だけでは賄い切れないということなので、そういった作物はどうかねというご相談も受けております。

また、水田に関しては、今、柳の木が非常に太いという水田は、入ってみると分かりますが、まず湿田です。トラクターとか機械が入らない不便なところが耕作放棄地となって、大変な景観を損なっておりますので、先ほど3番議員から質問がありました環境公社、これはやっぱり地主さんとしたたかにやっぱり地権者とお話をして、そういったその荒れてしまった水田とか支障木も併せて、景観を守るための交渉をして、機械を導入しながらそういった耕作放棄地の解消も視野に入れながら、環境公社の一つの営業費目として村の景観を守ることなので、そのような景観を回復させると。

それとやっぱり議員ご指摘のように、村の景観を一番元に戻すことができるのはやっぱり農業なんです。農業が、担い手がきっちりとこれから耕作の意欲を示してくれば、ある一定の耕作放棄地はこれから解消できるかと思いますが、非常に厳しい状態です。しかしながら、頑張って農業をやるという約50代から若い者に関しては17人、今、専業農家の方がおりますから。こういった方々のやる気を我々がどうやって支援するか、そしてその方々に村の耕地を使って、どのように農業を再生していただくか、そのための支援策はこれから惜しまないと考えております。

ある農業後継者は、父親の農業を継ぐのではなくて、父親と別な農業をやりたいというこ

とで、今、スマート農業に取り組んでおります。行く行くは施設園芸を伸ばして、それこそデジタル化を導入しながらも省力化を兼ねたスマート農業で野菜、それからイチゴとか、夏のイチゴ、そういったものを作りたいという豊富も語っておられました。そのためには、やっぱり村内の耕地のご紹介もいただけないかと、畑やハウスを建てられるような用地もご紹介いただきたいということもお願いされてきましたし、そういった方々が一生懸命やろうとしておりますから、そういった方々をどのように国と県の施策と合わせて、村独自の支援策ができるか、これは大きな鍵がかかっております。

新しい作物、もしこのような作物だったらはどうでしょうというご提案も、議員のほうからもぜひ皆さんのほうからも教えていただけませんか。

いつもいつもJAの組合長と話しております。ごっくん馬路村で、ゆずのごっくん、日本のすごいシェアを持っていますが、あのごっくん馬路のこの前、村長とお会いしました。あれを開発したのは農協の組合長であります。さらには、徳島の上勝町、上勝町の町長とも私何度もお友達、面識、面会しておりますが、あの葉っぱ産業を生み出したのは農協の職員なんですね。

ですから、私たちはこれから村の農業を支えるのは、農協ときっちり手を組まないとならないなど、いつも組合長、あとは役員の方と話しております。何かいい作物、高齢化でしかできないような、特別な作物あったらご紹介いただけないかと。我々もアンテナを高くしてその作物の導入、高収入の作物の導入も試みたいと思っております。矢祭ではラズベリーが今、ご承知のとおり、ラズベリーの畑がどんどんと増えておりますし、あと埴の町長からも頼まれております。遊休農地使って麦作ってくれないかと、鮫川で麦作ってくんねがいと。今、焼酎工場ができました。で、耕作面積が足りないそうでありますから、麦作ってくんねがいということで、依頼もされておりますが、これからやっぱり広域連携取りながら、お隣町とも連携を取って、中山間でしか、本村でしかできないような作物に切り替えながらも、本当に食べていける、その農作物で収入があって食べていけるような、その内容の指導も関連機関と併せて構築したいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 前村長がつくったゆうきの郷土づくり、それで今、関根村長もゆうきの郷土づくりの継承、推進をしていくと、そういうお話がありました。確かにこういう付加価値をつけた食べ物、麦でも何でもそうですよね。有機の、有機肥料で作った付加価値を

つけたそれが売り物なんですよね。その継承をしっかりとしていけば、まだまだ、これ耕作放棄地内で、麦でも何でもできるしね。

それと、東京農大との今まで連携でやっていたと思うんですけども、農大の力を借りた、そういう施策もいっぱいあると思うんですよ。現状、その農大との連携はどうなっているんだかお伺いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 農大との連携であります、コロナ前は東京農大にも足を運びまして、様々な先生方との連携を取るための会議を重ねてまいりましたが、ここ2年ばかり、大学生たちも本村に足を運ぶことなくっておりますが、先般農大生が来たようではありますが、その農大との連携の件に関しては、担当課長のほうから研究の状況につきましてご報告を、ご説明をさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 農林商工課長、星徹君。

○農林商工課長（星 徹君） 農林商工課長です。

ただいま東京農業大学との連携の現在の状況ということであります。まず、一番村との交流が多かった入江先生のゼミなんですけれども、入江先生も、今まで短期大学があったときには、年に6回ほど村のほうに来て水田で稲づくりをして子供たちに体験をさせていた。

また、年に2回ほどゼミの実習があったということで、頻繁に村に足を運ぶ機会がありました。その後、短期大学が廃止されて、今、4年生大学で教授に就任したところであります。その中でも、今、学生を少数ですが、年に二、三度村のほうに来ていただきまして、昨年度はコロナの影響で集落のほうでの活動は控えていたということではありますが、もし機会があれば、一昨年から真坂地区との交流を進めていましたので、そちらの公園の整備と地域づくりについて一緒に活動しているというふうな実績もありますので、そちらのほうについては、今後もコロナの影響がなければ継続していくという予定であります。

そのほか、堆肥センターの堆肥を使った有効性の実証ということで、上地教授が行っている水田での堆肥の効果については、堆肥センターの近くにありますが水田で実証圃を整備しまして、十数年、実際に水稻栽培しておりますので、毎年、それに関わる学生が卒論等での関わりを持っておりますので、そういう部分では今も連携しているということでもあります。

また、本日から2週間にわたりまして、手・まめ・館の味噌づくり体験ということで、醸造学科の学生2人が泊まり込みで従事するというので、本日から12月24日まで2週間にわたって宿泊を行っております。こちらについては、毎年、大体12月、今の時期にみそ仕込み

に醸造学科の学生が派遣されているということで、その卒業後も村との連携が取れているということもありますので、現状では、今のような活動が続いているということでもあります。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） しっかりと、農大と連携を密にさせていただいて、新たな、いろいろな、まだまだ村で不要なものを再利用できるような、そういう施策もあると思うんですね。そういうのを一生懸命協力してもらってつくっていただきたいなと思っております。

景観維持を守るのは、離農者を出さないことだと思います。先ほど関根浩治議員が一般質問で米価下落対策の質問をいたしました。これもやっぱり農業を助けなかったならば景観維持はできないだろうと、私思っています。そのために、米価下落対策基金、これを年内に利用して何で農家を助けないのかなと、私はそれが物すごい疑問です。私も議長と北條議員として要望に村長のところに行きました。そのときに、私は年内にこれだけ就農者が年内支払うのが容易ではないんだから、年内に出してくださいよとお願いをしてきました。

村長には、農民の声は聞こえないんでしょうか。私のところには、農民の声は聞こえています。中沢のある方が私のところに来て、これは耕作力にもあるんだろうと思いますけれども、9反歩の田んぼを作るのに25万持ち出しだよと。とても農家はできないよと。そういう方がいっぱいいます。

あとは村長、村民の対話などやっています。そういう村民の声は聞こえないんでしょうか。今、年内に対応しなかったら耕作放棄地はどんどん増えます、増えると思いますよ。それからでは、私は対応遅れになります。何で6,500万の米価下落基金、前村長のときに米価が落ちたときに、耕作放棄地を守るためにこういう基金を使ってくださいということでやっているわけですよ。議員のここに9人、議長を除いて10人ですけれども、ほとんどの議員は年内支援を考えているんじゃないかと思えますよ。だから臨時議会でも何でも開いて、こういう対策をやるべきなんですよ。そうならねかったらどんどん耕作放棄地は増えます。どうですか、村長。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 先ほど1番議員にも再質問でお答えをしましたとおり、今回の米価下落基金を活用しての支援策は上程しておりますから。ただ、副村長が答弁したとおり、事務の手續上、年内にお支払いできるか否かというようなことは難しいと。これは16日ですか、議会で可決をさせていただければ早急に年内支払い、早いうちにお支払いできるよう事務手

続を進めます。

私には、農家の声はきちんと届いていますよ。村民との対話の日にも大勢の方というか、3組から七、八組の方々がおいでになっております。で、農家の下落に対しては、ここ秋以降、農家の方は直接そのような案件ではおいでになっておりません。その都度、広報さめがわでは伝えているとおりであります。

ただ、議長、副議長、議運長、要望書をお持ちになって、そして早い時期にこの12月議会に補正を上げていただいて、それに対応をお願いしたいという、副議長、宗田議員からの要望も受けまして、あのときには3月の補正で来年度の意欲と、こう考えておりましたが、そのようなご要望があるのであれば、早急に今調べてどのような施策が必要なのかということをおいでの12月定例議会に米価下落の基金を活用して、それで上程しているわけですから。ですから、先ほど1番議員にも答弁したとおり、私は決して遅い支給を望んでいるわけではありません。あのときにもそれにお応えしますとお約束をしまして、今回の補正予算に計上させていただいたところでもあります。ただ、米価下落基金、6,000万以上ありますが、先ほども話したように、一気に1反歩1万円ぐらいで吐き出せば、支援すれば、1番議員も納得するかどうか。

今後、どのようにこの下落が続くかは分かりません。今回1反歩5,000円という他町村にない金額も提示させていただいて、今後、また来年度以降、米価下落がどこまで下がるか分からないと。あと新年以降、国、県、特に県の1キロ150円というのが県議会で承認されますから、それはそれです。私の村は1,250万円ですか、今回上程させていただいた金額をまず12月定例議会でご承認いただくと。そしてまた、その後本当にどこまで農家の方がお困りなのかということは、今後また皆様と協議していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 米作農家は200ヘクタールですか、大体。そうすると1万とって2,000万ですね。農家に4,500万使ったから減るのではなくて、使ったらば基金として積みばいいんじゃないですか、地方交付税でも何でも利用して。それが行政ですよ。行政、農家を崩壊させるということは、耕作放棄地を増やすということは、景観は守られなくなるということなんですよ。それ農家支援のためにばかり言っているわけじゃなくて、この村を長く継続させたいという思いで、景観あつての私は本村だと思っておりますから、ぜひともそういう対策というのは、やらなきゃ駄目なんですよ。どうですか、村長。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 何度も申し上げますけれども、今回、思い切った施策を講じながらも、それは今回の上程をさせていただいたところでございます。ただ、今後どのようにまた農業情勢を取り巻く環境が悪化するかわかりません。コロナがいつ収束するのか、さらには変異株がどこまで押し寄せてくるのか、ちょっとわかりませんが、その都度、国の政策等鑑みて対策を講じていきたいと思っております。

今回、農家の支援策、これは当然必要なことでありますから上程をさせていただいた状況であります。棚倉町さんはやりません。埴町もやらないと。矢祭町は1反歩2,000円ですから。私どもは環境が違うということで1反歩5,000円の支援策ということで。この支給に関しては、先ほどから1番議員からも言われているとおり、なるべく早く今回上程をさせて12月の補正でありますから、年内中に給付できるかどうかはぎりぎりではありますが、頑張ってみたいと思います。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） よく村長は他町村を引き合いに出しますけれども、棚倉、埴、矢祭、私らは関係ないと思っているんですよね、村づくりは。村独自の施策を持って村をつくっていかなかったならば、棚倉が2,000円とか、矢祭が2,000円とか、私は関係ないと思います。村を維持するには何が一番大事なのか、そこが一番大事なんですよ。そこを考えてぜひともお願いします。

それでは、2点目に入ります。

現在の人口動態についてお伺いします。

少子高齢化に伴い年々人口が減少する中、現在の人口動態はどのようになっているのか。また、現状の対応、対策、それによる結果を受けての今後の課題と施策をお伺いします。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 10番、宗田雅之議員の2つ目の質問、現在の人口動態につきましてのご質問にお答えをいたします。

本村が、今年3月に策定しました第2期まち・ひと・しごと総合戦略では、国立社会保障・人口問題研究所の推計で2060年には村の人口は1,588人まで減少すると推計しております。

す。これに対して、人口ビジョンでは、今後自然増を大きく期待することは難しい一方、社会増につきましては、総合戦略を実施することにより、人口減少を和らげることが期待でき、2060年で約2,000人を超える人口の維持を目標として計画しております。第2期総合戦略では、基本目標とともに2つの施策の目標を掲げ、この2つの施策目標に関する具体的な8つのプロジェクトを総合的に推進することで、自らが考え、私たちの集落を豊かにする村づくりを実現し、村民の幸福度を向上することで人口急減、超高齢化社会において一定の人口と地域の活力を維持していくこととしています。

具体的には、まず1つ目に、観光資源の活用と交流、関係人口増加プロジェクトとして魅力ある観光交流資源を生かしてSNSなどによる関係人口・交流人口のつながりを広げ、村を訪れる方々を呼び込むものであります。また、地方への人の流れを支援するとともに、地域情報を発信し、UIJターンの促進を掲げております。

2つ目は、ふるさとキャリア教育と子育て支援プロジェクトとして、本村の教育資源に触れ合いながら学び、ふるさとを愛し、ふるさとに貢献しようとする心を育み、その学びを通じて基礎的・汎用的に能力を培い、たくましく、自分らしく生きる力の育成に向けた取組を一層充実するものとしております。

3つ目は、移住定住支援、空き家活用プロジェクトとして、これまで定住移住促進施策として村内の空き家に関する情報を収集、提供する空き家情報バンク制度を実施してきました。今後、人口減少に歯止めをかけ、これらの取組を含め、定住移住に向けた効果的な取組を総合的に検討、推進してまいるとともに、8つのプロジェクトに取組を進めるものであります。

また、総務省は、11月30日に令和2年国勢調査の確定値を発表し、本村の人口は平成27年の調査人口に対して、5年間で528名、14.8%が減少しております。若者を中心に、就職・進学等により、村外への流出に歯止めがかからない状況が続いており、将来の担い手となる若者や青少年の減少は、村の存続を脅かし集落機能の維持困難となるなど危機的状況にあります。村では、本年11月に、定住移住、子育て支援を検討するために、各課の若手職員を中心に構成するプロジェクトチームを立ち上げ、既存事業の洗い出しをするとともに、他の自治体の事例を参照しながら、翌年度の重点事業として位置づけた事業化の検討を重ねているところでもあります。

人口減少対策を村の最重要課題と踏まえ、これまでの取組に、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の視点を加えるとともに、人口減少に歯止めをかける若者定住、子育て支援施策により、若者定住策に磨きをかけてまいりたいと考えております。

以上で、宗田雅之議員の2つ目のご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 令和2年度の国勢調査によりますと、前回の国勢調査から比べると519名の減少、ちょうど2年ですからね。減少率が14.5%、これは減少率の高い順からすると、県で上から3番手か4番手だと思います。また、本年12月に福島民報社の新聞に大々的に出ました。震災前の2010年度に比べると、人口の4分の1が減少、県内1番の減少率ですと書かれていました。これらを受けて、移住定住という先ほどいろいろな話が私聞きました。まずは、私は移住定住策以前に、もっと大事なことがあると思います。何で、村外に転出するのか、転出する人のご意向、話を聞いているんでしょうか。

村長、お伺いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 転出する方の理由は様々であると、先ほど再質問でもお答えをしたとおりであります。まずは、様々な理由があります。子供の教育問題、さらには家庭内の事情、それは離婚される方もいらっしゃいますし、その辺様々な事情、あとは雇用の部分、それから子供の就学の条件、そして引き金になっているのが先ほども説明したとおり、家賃が高くなると、公営住宅の家賃が高くなる、これは法上やむを得ないですね、これは緩和するわけにはいきませんが。そういった様々な条件で子供が就学をする直前で移転することもあります。先ほど私が言った、令和元年度で5組の方が転出していると。2年度で7組の方が、7組の家族ぐるみで転出をしていると。これは大変、議員も危機感持っていますけれども、私も同じ状況で、これは特に歯止めをかけなくてはいけなかったという現状であります。既に遅しかもしれません。

村では定住促進のための20年住んでその土地代を20年後にお返しするという特例の分譲地の見渡に大きな予算を投じて、あそこの分譲をいたしました。今で11区画中7区画ですか、売れております。これも一生懸命営業活動しながら売っていますが、あと残されたところは数少なくなりましたけれども、それとまた定住促進の住宅を増やす、しかしながら、公営住宅が空きが目立っているんですよ。これはなぜかということ、やっぱり家賃が高くなるからであります。こういったことを含め、子育て中の担い手、子育て中の若い入居者への支援策がないものかと、これを研究して構築していただきたいということで5番目に上げておきました。

それと、もう一つ、まずは転出するには様々な理由がございます。私は1件ずつ理由を聞

いたわけではございません。しかしながら聞こえてきます。転出した方からも何人かは聞きました。村に適当な空き家といいますか、建築するところもなかったと。しかしながら20年住んで無料だという用地を用意してあると。しかしながらなかなか子供の就学条件を考えるとお隣町に引っ越さざるを得なかったということが返ってきます。これは、何としてでも食い止めなくてはなりません。

しかしながら、今、公営住宅に住んでいる方々へのアンケート調査、これも私が商工会長のときに、大楽勝弘村長のときに実施をいたしました。約7割の方々が家賃が高くなる、しかしながら鮫川に住みたいと言われておりました。ですから、そういった方々がいるということは、やはり村で定住、それから同じ敷地内に新築をするときには支援策を講じなくてはならないなということで、今年4月から見渡団地以外の住宅建設に対しても支援策を講じて広報はしたところであります。

しかしながら、補助金を出したり、用地を用意したり、全てお金だけでは解決できるものではありません。これは1つ大きな要因は、やっぱり子供のうちから教育を通して鮫川が大好きだという人を増やさないとならないと思います。ふるさとキャリア教育も今始まりました。様々な体験をしていただいております。あと、若者の中高の未来ジユクの中でも、自分の考えをどうやって村づくりに反映できるかも議論してもらっていますし、若者創出会議でも若い人たちが一生懸命、今、村づくりどうするかという提言をいただいておりますから、こういったところも両サイドで、支援策も支援策は必要、しかしながら、心の中の鮫川を愛する心を、今、両輪で育てていけない限りは、安易にやっぱり村を離れていく、いろんな事情で離れられるということは、生産年齢人口がなくなるということで、村の産業の活力は全く失われるということなので、私も議員と同様危機感を持っていますから。それには、新年度以降、一番の事業としてテーマを設けて、定住促進、若者定住促進、そして子育て支援ということで着手していきたいなということで、職員には指示をしまして、先ほどの上程議案の説明にも入れさせていただいたところであります。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 本当、私、支援金だけでは駄目だと確かに思いますよ。結婚支援金等先ほどお話ありました。出産祝い金など。この基となるのは、この後継者が結婚しなきゃ、結婚祝い金も出産祝い金も必要ない、そのとおりですよ。だから、その基となる根本的なものを解決しなくちゃまず駄目ですよ。それと公営住宅が値段、金が上がるから出て行くと、そういう声があるんだったらば、村で、支援は私はどうのこうのとは言ったんですけれ

ども、支援を出してやったらいいんじゃないんですか、高くなった分。そうすれば対応できるんじゃないんですかね。そういうところの支援は、私らはあっていいと思いますよ。ここに若い者がいてくれるんだらば、いていただけるんだらば、村の将来に関わることでですから後継者がいなくなるということは。そういうのはぜひとも考えていただきたい。

あと、今、渡瀬公営住宅ですか、13棟のうち、6棟しか今入っていないそうです。7棟が空けています。こういう、これに対する施策というのは、今、村のほうで何か考えているんですか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 公営住宅の空き家はここ三、四年、ずっと増え続けております。これに対して、公的な国、県の資金を使っている以上、家賃を、その条例を変えることはできない、しかし今用途変更できないかということで、国と県に昨年度、交渉いたしました。しかしそれはならないとのことなんです。用途変更を定住促進にできれば家賃はずっと一定のままで行くわけなんです。しかし、それがやっぱり国の補助金を使っている以上、ならないということでもあります。

ですから、今、議員も同じ提言をしましており、公営住宅のその家賃の支援策というのは月幾らの家賃は頂きますけれども、子供がいっぱい、大勢いたり、若い人たちのために、その分の支援金として、家賃はもらってもその分の上乗せされた金額を支援策として、子育て支援として支援できないかということで、一から、1番目は結婚です。2番目はそういった結婚を真面目に考える方に、一生懸命考えて結婚したいという方を村バージョンで結婚できるような、今、プロジェクトチームでここが一番焦点ですから。これは今、農業委員会の事務局長を中心として、鮫川流で何とかできないかと、今、組立てをしています。やはり結婚ですから、結婚した後で、お祝い金とか出産祝い金は結婚すれば後から見直しというのは当然かけられるわけですから、まず、特に農業の担い手の方々、パートナーがいらないんですよ、非常に統一して独身の方が多いんですよ。この方々のパートナー何とか探したいんです。ですから、今、情報化の時代ですから、本人の了解さえあれば、きちんと公開してこのような思いで私は農業をやりたいと、このような思いでやるという動画も入れながら、対外的に農業女子が集まってこられるように、できるような仕掛けづくりを今、プロジェクトチームで今考えているところでございますので、そういった総合的な問題が1つにならないとなかなかできません。

そして、一番肝腎なのは助成金、お金をどんどんと上げると、それが当たり前になるんで

すよ。問題はそこです。その助成金や支援金は増額されたことによって当初はうれしいんですよ、ありがたい。しかしそれが税金であると、皆さんの血税の中から支援されているんですよと、鮫川流で支援されているんですよという感謝の心に変えるような教育を片方でやらないと駄目ですね。ですから幾ら増額してもそれはどんどん当たり前になるわけなんです。ですからお金がない村でそして財政に厳しい村でも、このように若い人たちにも何とかとどまっていたきたいと。村に住んでもらいたいというのは、やはりその支援策の中身、そこを感謝の心に変えるような施策に切り替えていきたいんですよ。子供たちの青少年教育も同じなんです、そこをやったりやらないと、当たり前にならぬ高額な支援をいただくのが当たり前になってしまうような教育は私にはしたくないんですよ。ですから、そこも含めて、子供2人目産んでいただいてありがとうございますと。3人目産んでいただいてありがとうございますと、ちゃんと面接をしながらも、このお金というのは皆様の、お父さんやお母さんや村民や国民の尊い税金の中からの一部ですよということもきちんと伝えて、感謝の村づくりをしたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） ぜひとも、感謝の村づくり、人づくりは村づくり、村長の言ったとおり、ぜひとも人つくってほしい。

まず、あともう一つお伺いします。

今、村職員で村外から村に入っている職員は何人いるんでしょうか、教えてください。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 総務課長、答弁できますか。

○議長（星 一彌君） 総務課長、齋藤利己君。

○総務課長（齋藤利己君） 現在、村外から本村に勤務している職員の数につきましては、正式な数はつかめておりませんが、10名前後いると思います。

以上です。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 村長、職員採用の際に、そういう結局村職員になった場合に村に定住してくださいというお話は村長としてするんでしょうか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 実は、職員採用の際には、村長は面接に立ち会うことができません。

ですから、そのような条件は私がつけたことはございませんし、公正を期するために、総務課長、副村長以下で面接をして、最終的な決裁私がしますが、点数は当然見せていただきますが、そういう条件はつけるような面接の場がまずございません。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） これだけ人口が減少して、10名近くの職員が村外から入っていて、そして渡瀬公営住宅が7棟空いています。これ緊急時の対応、まず一番関わるのは緊急時の対応、こういう緊急時に村外から通勤していて、教育長はじめ、即対応できるんでしょうか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 緊急時の対応は、大字7区で担当職員を2名ずつつけております。1名は地元が一番精通した職員、あともう一人の担当職員は、本部と、緊急性の高いときには本部設置しますから、本部以外で対応できる職員ということで2名つけております。ですから7区で14名の担当職員もありますし、また、緊急時が発生すれば総務課、地域整備課も、どの課にも関係する対策本部をつくらなくてはなりません。

ただ、議員おただしの職員の住むところを私も実は村の中で住んでもらいたいと思っていますよ。どうしても職員も年々給与が上がっていくと、やっぱり公営住宅に住めなくなる状態が生じてきているらしいです。ですから、できるだけ村の中住んでくんねかなということは口頭で現職員に話したことがあります、それはまた強制はできません。やっぱり自宅から通わないとならない事情を抱えている職員も実はおります。ですから、そこを強制的に命令で村の中に住みなさいということは言い難いところであるし、そういった強力なハラスメントの世界で取り上げられますので。私の心理的にも議員と同じですよ。やっぱりできるならば、村の中に住んでいただきたい、村民としてここに税金を落とさせていただきたいというのは本音でございます。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 村に住んでいない、村外から通ってきて、そして村外に住んでいて村に来て、村に対する愛着とか村からこういうふうの私もそう思いますし、一般村民からも、村から給料を頂いて村外にお金を出す、そういうのはいかなるものかなと。これはあくまでも本人の、村長の言ったとおりだと思いますよ。本人のいろんなご事情あると思います。あってしかり、やっぱりそういうのはトップとして、もし村内に住んでいただけるんだったら、ぜひともそういう教育というのかな、そういうのもしていただいて村内に住んでいただく。

そうすれば村内に対する愛情も愛着も違うし、村づくりにもつながると思いますよ。それだけの若い能力のあった職員が入っているんだから、村に愛着を持てば、そういうような施策も出てくると思いますよ。

ぜひとも、そこらを含めて検討していただいて、今、この放送を通じて職員も聞いていると思いますんで、ぜひとも村長のほうからも、強制はできなくてもお話をしてくださいよ。そうすれば、また村は変わるんじゃないかと私は思っています。緊急時の対応ももちろん、対応できるんじゃないかと思しますので、ぜひともお願いいたしまして2点目の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（星 一彌君） これで一般質問を終わります。

16時まで休憩します。

(午後 3時48分)

---

○議長（星 一彌君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 4時00分)

---

◎議案第66号～議案第68号の上程、説明

○議長（星 一彌君） 日程第5、議案第66号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例から、日程第7、議案第68号 鮫川村国民健康保険条例の一部を改正する条例までの3議案を一括議案といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

[村長 関根政雄君 登壇]

○村長（関根政雄君） それでは、議案第66号から議案第68号までの3議案につきまして、提案理由など、ご説明を申し上げます。

議案の説明につきましては、渡邊副村長よりご説明を申し上げます。

○議長（星 一彌君） 副村長、渡邊直樹君。

[副村長 渡邊直樹君 登壇]

○副村長（渡邊直樹君） それでは、ご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。

初めに、議案第66号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につき

ましてご説明申し上げます。

本案は、令和3年10月に福島県人事委員会から発表されました「職員の給与等に関する報告及び勧告」に基づき、妊娠、出産、育児等と仕事との両立を支援するため、不妊治療に係る通院等のために勤務しないことが相当であると認められる場合に、特別休暇を与えることができるようにするため、条例の一部を改正するものであります。

なお、改正内容におきまして、不妊治療休暇の規定が条例の条文中から削除されるような内容となっておりますが、別途、職員の勤務時間、休暇等に関する規則におきまして、改めて特別休暇として規定するものであります。

議案書の2ページをお開き願います。

次に、議案第67号 鮫川村税特別措置条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本案は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い定めた固定資産税の特例につきまして、過疎地域の持続的発展に資する産業振興をより効果的に促進するため、新たに情報サービス業などの立地を促進するとともに、地域企業の持続性を高める観点から従前の制度を見直し、その適用期間を延長することについて、福島県税特別措置条例の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案書の4ページをお開き願います。

次に、議案第68号 鮫川村国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本案は、令和4年1月1日から、産科医療補償制度が見直されることに伴いその掛金が引き下げられること、また、国の社会保障審議会医療保険部会の議論の整理におきまして、少子化対策としても重要であることから、出産育児一時金の支給総額については42万円を維持すべきとされたことを踏まえ、条例の一部を改正するものであります。

以上で、議案第66号から議案第68号までの説明とさせていただきます。

原案に賛同賜りますようお願いを申し上げ、説明を終わります。

---

#### ◎議案第69号～議案第76号の上程、説明

- 議長（星 一彌君） 日程第8、議案第69号 令和3年度鮫川村一般会計補正予算（第6号）から、日程第15、議案第76号 令和3年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの8議案を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） それでは、議案第69号から議案第76号までの8議案につきまして、提案理由をご説明を申し上げます。

令和3年度一般会計補正予算につきましては、政府の新型コロナウイルス禍に対応した経済対策の一つであります子育て世帯への臨時特別給付金のほか、令和3年産米の大幅な米価下落の影響を受けた農家を支援するためなどに要する経費を計上いたしました。

各特別会計の補正予算につきましては、国民健康保険特別会計など7会計につきまして、それぞれ所要の経費を計上いたしました。

補正予算の事業費、内容等につきましては、提案書及び歳入歳出補正予算事項別明細書をご覧いただきたいと思ます。

これらを用いた議案の詳細につきましては、渡邊副村長よりご説明を申し上げます。

○議長（星 一彌君） 副村長、渡邊直樹君。

〔副村長 渡邊直樹君 登壇〕

○副村長（渡邊直樹君） それでは、ご説明申し上げます。

まず初めに、議案第69号 令和3年度鮫川村一般会計補正予算（第6号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の5ページから8ページ、令和3年度一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書の1ページから2ページをお開き願います。

補正前の歳入歳出予算総額32億955万2,000円に対し、今回1億8,594万8,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を33億9,550万円とするものであります。

初めに、歳入の主なものについてご説明いたします。

以下、事項別明細書でご説明申し上げます。

3ページをお開き願います。

10款1項1目地方交付税1億2,524万8,000円の増額は、さきに決定している令和3年度の普通交付税の一部を受け入れるものであります。

次に、14款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金2,095万3,000円の増額は、政府の新型コロナウイルス禍に対応した経済対策の1つであります。国からの子育て世帯への臨時特別給付金に係る補助金を受け入れるものであります。

4ページをお開き願います。

次に、15款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金144万1,000円の減額は、主に新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、ふくしまプライド販売力強化支援事業の一部が中止になったことなどに伴い減額するものであります。

5ページをご覧願います。

次に、18款繰入金、2項基金繰入金、10目森林環境譲与税基金繰入金698万8,000円の減額は、今年度計画していた事業内容の見直しに伴い、減額するものであります。

また、11目主食用米価下落対策基金繰入金1,000万円の増額は、令和3年産米の大幅な価格下落の影響を受けた農家を支援するための事業予算の財源として繰り入れるものであります。

次に、21款1項村債2,400万円の増額は、村債を財源の一部としている各事業費の変更に伴い増額するものであります。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

6ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費、24節積立金1億5,449万4,000円の増額は、さきに決定していた令和3年度普通交付税の交付額の一部や、東京電力株式会社からの原子力損害賠償金などを財政調整基金などの各基金に積み立てるものであります。

7ページをご覧願います。

次に、3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費、7節報償費196万1,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、敬老会が中止になったことに伴い減額するものであります。

また、8ページをお開きいただきまして、12節委託料227万5,000円の減額は、個別施設計画策定業務につきまして、当初、業者に委託する予定でありましたが、劣化状況調査を実施したことにより、村が直営で計画を作成することが可能となったことから減額するものであります。

次に、3款民生費、2項児童福祉費、8目子育て世帯臨時特別給付事業費、9ページをご覧いただきまして、18節負担金、補助及び交付金2,010万円の増額につきましては、子育て世帯を対象として、子供1人当たり5万円を臨時特別給付金として年内に交付するものであります。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費171万9,000円の増額につきましては、

湯香橋中継ポンプ場通報装置などを修繕するため、集落排水事業特別会計に繰り出すものであります。

10ページをお開き願います。

次に、6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、18節負担金、補助及び交付金のうち、説明欄、稲作農家げんき回復支援事業1,250万円の増額は、令和3年産米の大幅な価格下落の影響を踏まえ、米を含む農作物の作付中止による耕作放棄地の発生防止や農村景観の維持、鳥獣被害の防止などの観点から、令和4年産主食用米の生産農家を対象とした次期作付のための資材代の一部を、また、その農家の方に対しましては、コロナ禍で冷え切った農家の経営安定を図るとともに、ゆうきの郷土づくりを一層推進するため、ゆうきの郷土で生産されました有機堆肥の購入代の一部やその散布代を支援するための経費であります。

11ページをご覧願います。

次に、6款農林水産業費、2項林業費、1目林業総務費、12節委託料のうち、説明欄、森林環境譲与税事業費の合計額698万8,000円の減額は、森林環境譲与税を活用して、今年度実施する予定でありました航空レーザー測量及び作業道の整備につきまして、福島森林再生事業や広葉樹林再生事業などの実施区域の調整のため、場所の選定が未定となったことから、今年度計画していた事業内容を見直すこととなったため減額するものであります。

次に、7款1項商工費、3目観光費、12ページをお開き願いまして、18節負担金、補助及び交付金177万円の減額は、主に新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、高原の鮫川うまいもの祭りが中止になったことに伴い、減額するものであります。

次に、9款1項消防費、1目非常備消防費のうち、8節旅費152万3,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、消防操法大会が中止になったことに伴い減額するものであります。

次に、10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費300万円の増額は、スクールバスの車内の消毒作業や、新型コロナウイルス感染症対応のための分散登校による運行時間の増加に伴い増額するものであります。

続きまして、各特別会計の補正予算につきましてご説明申し上げます。

初めに、議案第70号 令和3年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の9ページから10ページ、令和3年度特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書の20ページをお開き願います。

補正前の歳入歳出予算総額 4 億3,057万2,000円に対し、今回74万1,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を 4 億3,131万3,000円とするものであります。

歳入の主なものにつきましてご説明申し上げます。

事項別明細書の21ページをお開き願います。

5 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金74万1,000円の増額は、主に保険基盤安定繰入金の確定などに伴い増額するものであります。

次に、議案第71号 令和3年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第4号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の11ページから12ページ、事項別明細書の24ページをお開き願います。

補正前と補正後の歳入歳出予算総額に変更はございません。

歳出の主なものについてご説明申し上げます。

事項別明細書の25ページをお開き願います。

1 款総務費、1 項施設管理費、1 目一般管理費48万8,000円の増額は、主に雪などで路面条件が悪化する11月から3月までの冬季間、会計年度任用職員が診療所の医師をご自宅から診療所まで送迎することなどに伴って必要となる経費を増額するものであります。

次に、議案第72号 令和3年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の13ページから14ページ、事項別明細書の29ページをお開き願います。

補正前と補正後の歳入歳出予算総額に変更はございません。

歳出の主なものにつきましてご説明申し上げます。

事項別明細書の29ページをご覧願います。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 6 万5,000円の増額は、職員共済組合負担金につきまして、9月の定時改定により額が確定したことに伴い増額するものであります。

次に、議案第73号 令和3年度鮫川村集体排水事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の15ページから16ページ、事項別明細書の32ページをお開き願います。

補正前の歳入歳出予算総額3,845万6,000円に対し、今回171万9,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を4,017万5,000円とするものであります。

歳出の主なものについてご説明申し上げます。

事項別明細書の33ページをお開き願います。

1 款施設費、1 項 1 目施設管理費171万9,000円の増額は、湯香橋中継ポンプ場通報装置などを修繕するため増額するものであります。

次に、議案第74号 令和3年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の17ページから18ページ、事項別明細書の34ページをお開き願います。

補正前の歳入歳出予算総額5億1,442万5,000円に対し、今回31万円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を5億1,411万5,000円とするものであります。

歳出の主なものについてご説明申し上げます。

事項別明細書の35ページをお開き願います。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費31万円の減額は、職員の人事異動に伴い減額するものであります。

次に、議案第75号 令和3年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の19ページから20ページ、事項別明細書の38ページをお開き願います。

補正前の歳入歳出予算総額9,833万2,000円に対し、今回67万5,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額9,900万7,000円とするものであります。

歳出の主なものについてご説明申し上げます。

事項別明細書の40ページをお開き願います。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費38万5,000円の増額は、主に冷蔵バット置台などの備品購入に要する経費であります。

また、2 款 1 項 1 目給食費29万円の増額は、県の補助金を活用して、地元産の農産物を給食食材として使用するために必要となる経費を増額するものであります。

次に、議案第76号 令和3年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の21ページから22ページ、事項別明細書41ページをお開き願います。

補正前の歳入歳出予算総額3,947万2,000円に対し、今回3万5,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を3,943万7,000円とするものであります。

歳出の主なものについてご説明申し上げます。

事項別明細書の42ページをお開き願います。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金3万5,000円の減額は、保険基盤安定負担金

確定に伴い減額するものであります。

以上、議案第69号から第76号までの8議案の説明とさせていただきます。

原案にご賛同賜りますようお願いを申し上げ、各議案の説明とさせていただきます。

---

◎議案第77号の上程、説明

- 議長（星 一彌君） 日程第16、議案第77号 村道路線の認定についてを議題といたします。  
本案について、提案理由の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

- 村長（関根政雄君） それでは、議案第77号 村道路線の認定につきまして提案理由をご説明申し上げます。

議案書の23ページをお開き願います。

本案は、村道中野町関下線、世々麦公民館線の2路線について、国道289号渡瀬工区改良工事に伴う旧国道部を村が引き受け村道として認定するために、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上で、議案第77号の説明とさせていただきます。

原案に賛同賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

---

◎散会の宣告

- 議長（星 一彌君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

14日、15日は常任委員会で議案調査を行います。

16日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 4時24分）

第 6 回 定 例 村 議 会

( 第 2 号 )

## 令和3年第6回鮫川村議会定例会

### 議事日程(第2号)

令和3年12月16日(木曜日)午前10時開議

- 日程第 1 議案第66号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例  
質疑・討論・採決
- 日程第 2 議案第67号 鮫川村税特別措置条例の一部を改正する条例  
質疑・討論・採決
- 日程第 3 議案第68号 鮫川村国民健康保険条例の一部を改正する条例  
質疑・討論・採決
- 日程第 4 議案第69号 令和3年度鮫川村一般会計補正予算(第6号)  
質疑・討論・採決
- 日程第 5 議案第70号 令和3年度鮫川村国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算  
(第3号)  
質疑・討論・採決
- 日程第 6 議案第71号 令和3年度鮫川村国民健康保険特別会計(直診勘定)補正予算  
(第4号)  
質疑・討論・採決
- 日程第 7 議案第72号 令和3年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)  
質疑・討論・採決
- 日程第 8 議案第73号 令和3年度鮫川村集落排水事業特別会計補正予算(第2号)  
質疑・討論・採決
- 日程第 9 議案第74号 令和3年度鮫川村介護保険特別会計補正予算(第2号)  
質疑・討論・採決
- 日程第10 議案第75号 令和3年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算(第3号)  
質疑・討論・採決
- 日程第11 議案第76号 令和3年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)  
質疑・討論・採決

日程第12 議案第77号 村道路線の認定について

質疑・討論・採決

日程第13 議会運営委員会の閉会中の継続審査申し出について

---

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第13まで議事日程に同じ

追加日程第1 議案第78号 令和3年度鮫川村一般会計補正予算（第7号）

提案理由の説明・質疑・討論・採決

---

出席議員（10名）

1番	関根浩治君	2番	森隆之君
3番	遠藤貴人君	5番	堀川照夫君
6番	北條利雄君	7番	関根英也君
8番	前田雅秀君	9番	前田武久君
10番	宗田雅之君	11番	星一彌君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	関根政雄君	副村長	渡邊直樹君
教育長	武藤誠君	総務課長	齋藤利己君
住民福祉課長	鈴木隆寛君	農林商工課長	星徹君
地域整備課長	舟木正博君	教育課長	渡邊敬君

---

職務のため出席した者の職氏名

議事局長	古舘甚子	書記	矢吹かおり
------	------	----	-------

---

◎開議の宣告

○議長（星 一彌君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

なお、報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

---

◎議事日程の報告

○議長（星 一彌君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎議案第66号～議案第68号の質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第1、議案第66号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例から日程第3、議案第68号 鮫川村国民健康保険条例の一部を改正する条例までの3議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから議案第66号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第67号 鮫川村税特別措置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第68号 鮫川村国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第69号～議案第76号の質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第4、議案第69号 令和3年度鮫川村一般会計補正予算（第6号）から日程第11、議案第76号 令和3年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの8議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、北條利雄君。

○6番（北條利雄君） 6番、北條です。

日程第4の議案第69号 令和3年度鮫川村一般会計補正予算、さらに後ほど予定される追加議案にも関連しますが、ご質問をしたいと思います。

コロナ禍で多くの農業生産者が苦境に立たされております。新型コロナのような感染症に伴う農産物の需要低迷は、自然災害と同じ予期できないリスクでございます。こうした事態に対応するため、セーフティーネット、安全網の整備をさらに進める必要がございます。2016年度に制度創設を盛り込んだ、改正農業災害補償法が成立した収入保険、本村の加入者は先日の議案調査で4件のみです。条件には、所得税法に認められている青色申告、白色申告、複式簿記などがありますが、青色申告のみだという厳しい条件があります。これらは制度の私は欠陥であります。なぜかという、国が申告を認めながら青申だけを認めると。白申でもいいじゃないか。これは制度改正は村から要望いただきたいと思います。当然、農家であっても井勘定は問題外です。だけれども、きちんと収支簿記をやっている部分については、やはり青申であれ白申であれ、これらは全て認めた収入保険を創設すべきだと思います。

私はこれは国の欠陥だと思っています。

農家の減収は地域経済にも本当に影響することです。この収入保険料を助成する自治体も増えております。コロナ対策として交付された地方創生臨時交付金を活用して、独自に支援する自治体も増えております。我が村でも今般の定例議会で次期対策や、後ほど追加される議案による減収補填対策が、米価下落基金を活用し講じられ、または講じられようとしております。しかし、これらはいつか基金が枯渇します。村の財政全体でも逼迫している状況があります。引き続き農産物の需要低迷や自然災害が今後も頻発する、起こり得ることを前提に収入保険を初め、これらに備えなければならぬと思っています。本村農業経営全体を見据えた経営基盤の確立や支援策を日常的に進めておく必要があります。村の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長。

○村長（関根政雄君） ただいまの質疑ではありますが、農業を経営するに当たってのその保険制度の緩和ということで、国への働きかけというところでございます。

「入るを量って、出るを制す」、これは米沢藩を立て直した上杉鷹山の言葉であります。まず、入ってくるお金と出るお金のバランスが崩れると、まさしく会社は倒産いたします。我々自治体も、そしてまた村内の各事業所、そして農業経営も同じであります。ただ農業に関しては、今回2年続きの、予想はされていた方もいらっしゃる、2年続きの大幅な下落、それと問題は自然災害ですね。自然災害によって、大きな損害を講じるということで経営が行き届かなくなると。さらには一般質問でも議員各位からありましたように、来年度以降辞めちゃうよと。もう耕作しませんと。生産費割れしている米を作っていたんでは赤字だと。そういう声も私のところにも聞こえてまいります。そのための今回、追加議案でもありますけれども、今おただしの保険制度の緩和、さらにはあと米政策の下落をさせないための輸出外交と、あと外交政策、これも併せて村からも大きく県の町村会も先般、遠藤町村会の会長、来庁されました。そのときも触れましたが、県としても私たち自治体としても、農家を守るための国策、これは諦めずに条件のいい町と、耕作条件が悪い本村との格差が生まれてはなりません。これは諦めずに文書をもって、要望意見書をもって臨みたいと考えております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） ほかにありませんか。

3番、遠藤貴人君。

○3番（遠藤貴人君） 私からも、議案第69号についてお尋ねをさせていただきます。

令和3年度鮫川村一般会計補正予算は、長い時間をかけ、そして様々なプロセスを踏み、そしてこの定例会に現時点でこれ以上ない最善、最良の予算書だということの上程されたものだというふうに私は理解をしております。当然、担当の担当課職員の中にも様々な思いを持った方がいらっしゃると思いますし、本当はこうしたいけれども、様々な意見を加味した上で苦渋の決断でこちらをつくってきていただき、上程されたものだというふうに私は理解をして、今回この定例会において上程された議案に対して向き合わせていただきましたが、私の理解でよろしかったでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長。

○村長（関根政雄君） 上程議案は現状を見据えて、そして現場の状況を把握し、さらには財政事情等を鑑み組み立てて、それで予算査定を課長から副村長に上がり、副村長から村長に上がり、査定の内容を検討した上でそれで上程をさせていただいております。様々な財政事情、それから事務手続、それから間違いがあってはならない、ミスがあってはならない。そういった慎重な角度から上程案を用意しておりますが、ただ今回、毎回議会は一般質問を受けながら、また質疑を受けながら、そしていいものをつくるのが議会の姿であります。どうしても執行側が見えない角度があります。ですから、そのところを議員の皆様方からご指摘をいただいて、そしてこうしたほうがもっといいのではないかというご提案をいただくのが、私は長年4期議員やっておりますから、議員の立場からもそのような提言を数々したことがございます。ですから、皆様のお気持ちよく分かります。ですから、何を言いたいかというと、議会は議論をして村民に寄り添った村民主体の村づくりをするための大きな手段でありますから、一生懸命上程したものが修正する場合もございます。これは議論の末でありますから。そして住民に理解の得られる、そしてまた貴重な財源をどうやって無駄なく活用するかと。ここに次年度以降に村民が、特にまた今回の場合には農家の方々、また産業を担う皆様が村にいて生産をして、そして生計が成り立って、そしてまたここに税金を落とすという。そして人口減少の質問、今回ありました。村を離れることなく村で生活をして、孫子の代までこの村で生活をする。そのような方策を皆さんと一緒にするのが、私は議会だと思っておりますから、今回も後ほど追加議案を出させていただきますが、それは議論の末の私どもの、私個人としての判断でもございますので、ご理解をいただきたいと思います。

おります。

○議長（星 一彌君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） これで質疑は終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから議案第69号 令和3年度鮫川村一般会計補正予算（第6号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第70号 令和3年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第71号 令和3年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第72号 令和3年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第73号 令和3年度鮫川村集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第74号 令和3年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第75号 令和3年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第76号 令和3年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第77号の質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第12、議案第77号 村道路線の認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから議案第77号 村道路線の認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議会運営委員会の閉会中の継続審査申し出について

○議長（星 一彌君） 日程第13、議会運営委員会の閉会中の継続審査申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長、北條利雄君から、次期議会の会期日程等に関する事項について、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長の申出のとおり閉会中の継続審査に付したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

よって、本件は閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

ここで暫時休議いたします。

(午前10時19分)

---

○議長（星 一彌君） 休議前に引き続き会議を開きます。

(午前10時20分)

---

◎日程の追加

○議長（星 一彌君） お諮りします。

ただいま村長から、議案第78号 令和3年度鮫川村一般会計補正予算（第7号）が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第1とし議題とすることに決定いたしました。

---

◎議案第78号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 追加日程第1、議案第78号 令和3年度鮫川村一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） ただいま一般会計補正予算含めましてご承認をいただき、御礼を申し上げます。

それでは、議案第78号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の1ページから2ページ、令和3年度一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書の1ページから2ページをお開き願いたいと思います。

補正前の歳入歳出予算額33億9,550万円に対し、今回3,022万9,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を34億2,572万9,000円とするものであります。

初めに、歳入につきましてご説明をいたします。

事項別明細書の2ページをお開き願います。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金2,022万9,000円の増額は、政府の新型コロナウイルス禍に対応した経済対策の一つであります、子育て世帯への臨時特別給付金に関わる国からの助成金を受け入れるものであります。

次に、18款繰入金、2項基金繰入金、11目主食用米価下落対策基金繰入金1,000万円の増額は、令和3年産米の大幅な価格下落の影響を受けた農家を支援するための事業予算の財源としての繰り入れるものであります。

次に、歳出につきましてご説明をいたします。

3 款民生費、2 項児童福祉費、8 目子育て世帯臨時特別給付事業費2,022万9,000円の増額は、子育て世帯を対象に子供1人当たり10万円を臨時特別給付金として年内に交付するに当たり、国から現金一括給付による支給も可能である旨の通知があったことを受けて、さきにご決議をいただきました現金5万円の給付と併せて残りの5万円についても現金で一括給付するための経費であります。

次に、6 款農林水産業費、1 項農業費、3 目農業振興費1,000万円の増額は、コロナ禍による業務用米事業の急速な減少などによる令和3年産米の米価下落に伴って、稲作農家の農業経営が逼迫した状況なども踏まえ、令和4年以降も営農を継続する稲作農家を支援するために10アール当たり5,000円を助成するために要する経費であります。

以上、議案第78号の提案理由の説明とさせていただきます。原案にご賛同賜りますようお願い申し上げます、各議案の説明とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

3 番、遠藤貴人君。

○3 番（遠藤貴人君） 議案第78号についてお尋ねをさせていただきます。

本村には農業に従事している方も、また農業に従事していない方も、それから年配者も若い方も様々な方が村民であるというふうな理解であります。先ほど村長、議会と議論をしてみ合っていくことがこれが正しい姿なんだというようなお話がありましたけれども、私もまさにそのとおりだというふうに思っておりますし、議会がかみ合うということは、ひいては村民の方とかみ合うということにはほかならないというふうに私は考えております。ですから、全ての村民とかみ合うことが一番望ましいことではありますけれども、現実的にそれはなかなか難しいことでありまして、では、村民とかみ合うというのはどういうことかといえ、多くの方とかみ合うということが求められるのではないかなというふうに私は考えていますが、村長、どのようにお考えかお尋ねをいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

○村長（関根政雄君） 私が村長に就任を、立候補を決意したときの一つのテーマとしては、村民主体の村づくりということ掲げております。まず行政、それから村役場は、やっぱり役に立つところでなくてはならないと。それで住民というのはまず子供から高齢者までなのでありますが、全ての方々に様々な思いと様々な将来の夢や、また村に対してのご要望もございます。

現在、村民のご意見をどのように村政に反映するのかということの一つの手段として、各行政区長様の行政区の制度がございます。今、区長会の中では、定期的に各区長からの行政区の要望を聞く、そしてまたそれをお預かりして、いつ頃までどのように協議するかというのを各課に配付して、また区長様にお戻しすると。そういうことを繰り返しております。決して要望されたものは全て実現できているわけではございませんが、すぐできるものはすぐに対処をさせていただいております。

あとまた、村民との対話の日、一般質問でもございましたが、対話の日は直接気軽に村に来ていただいて、そして様々なご要望、ご意見、さらには最近増えてきたのは御礼の言葉もあります。「早くやっていただいて、ありがとうございます」、ただそれだけ言いに来る村民がいらっしゃいます。それは要望、ご意見も含めて、広報さめがわのほうには載せておりますが、その都度各係と一緒にどのように対応できるか。これはちょっと時間かかります。予算もかかりますからということでお預かりしている件もございます。

また、様々な角度から村づくりのご提案をいただくために青少年の未来塾、中高生未来ジュク、さらには青年創出会議を今年4回から5回に分けて開催をいたしました。素晴らしい考えを皆さんお持ちであります。若い人たちの柔軟性のある考えに本当に心打たれて、これ発展的な青年たちの活動につながればいいなと思って、次年度も継続したいなと思っております。

それとまた、今、議会のほうでご検討いただいていることも議会ではありますが、子供たちが一生懸命考えて、村を見ると。そういったものを村づくりのためにこうしたほうがいいのではないかと、皆さんと同じです、腹案を持って臨まれるという角度から多くの村民の声をお聞きしたいと。さらには、村長、そんなに聞いて何、実行できんのかいと言われた人、私、一人もいません。はっきりいっておりません。しかし、自分では思っていますよ。いっぱい聞いてしまって果たして実行できんのかと。それはやっぱり仕分けをして、そして時期を鑑んで、それで村民の対話の日には全てではありません。返答はしております。お返しをして、お手紙でお返ししております。

ですから、そういったそのキャッチボールをきちんとしていながら、いいものをつくっていくという考えでおりますので、村民主体の村づくり、やっぱり皆さんと一緒に、先ほど6番、北條議員からも質疑ありましたけれども、私どもだけでは見えない角度のところがございます。そこはどうか議員の皆様にも地域地域の根差した問題、それから村民との要望、併せてご提案、ご提言いただいて、みんなでいいものつくしましょうということで置き換え

ていきたいなと思っております。私はやっぱりトップダウンも必要だと思いますけれども、やっぱり皆様から盛り上がってきたものでいいものつくるということを心がけていきたいなと思っております。今年の年頭の挨拶にも、眼聴耳視という言葉で職員の方に話しました。目で聞いて、耳で見る、眼聴耳視。要するに、我々はどうしても見えるものとか、聞いたものを信じ込んでしまうんですよ。ただそれだけで行動を起こしてはならないと思いますし、その中に一体何が隠れているのかということもできるだけ見るようにしたいと。それは私の戒めでもありますので、そういった心積もりで村長としての職務に当たっていますが、皆さんと一緒にやっぱりいいものをつくっていきたくて考えております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 3番、遠藤君。

○3番（遠藤貴人君） 私、何でそのようなこと聞かせていただいたかと申しますと、今回上程された原案に対して真剣に向き合い、そしてこの原案に賛成をする意思を固めていた議員も恐らく少なからずいらっしゃるだろうというふうに私は考えております。上程された議案の採決を採らないままに新たに修正をされ、原案に対して賛成の意思を固めていた議員のこの気持ちをどこに向ければいいのかというのが私は感じております。

それに併せて今回この稲作農家元気回復支援事業の補助金ということが、改めて追加で上程されましたけれども、村長、常々村の基幹産業は農業ですというようなこともおっしゃっております。皆さんそれは疑いの余地はありません。しかし、こういった大変言葉は無礼ではありますけれども、小手先だけの補助金では、私は問題の根本的な解決にはならないんだろうなというふうに考えております。今のどうして耕作放棄地こうして増えてしまっているかという元をただせば、今の農業の在り方、やり方がもう既に限界になっているんであるだろうというふうに考えております。であるならば、新たにどうしてこの基幹産業の農業を守っていくかということを議論して、そこに向けて歩んでいかなければ、じり貧であり、この問題が解決することはないというふうに考えております。

もう年老いて農業を辞めたいと思っている方に景観維持という大義を上から押し付けるものではないというふうに私は考えております。あくまでも景観維持や国土保全と作付への就農というものは、私は分けて考えるべきではないのかなというふうな、そういったもう時期に来ているのではないかなというふうに考えております。補助金は出して、これも言葉悪いですがけれども、麻薬を打って作り続けてもらうことは、私は先ほども申しましたように、問題の解決にならないというふうに考えておりますけれども、村長、どのようにお考えかをお

尋ねいたします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） まずは、「雪中炭を送る」という言葉があります。これ中国の言葉ですけれども、寒い思いをしている方に炭を送ると。要するに困っている人を助けるという意味なんです、今回の米価下落の追加議案も出させていただいた要因は、現状確かに私も青年の頃、農家の息子でありましたけれども、農家の方々って盆暮れにお支払いするんですね。月々定期的に振り込む方はいらっしゃらないんですよ。ですから、今回の下落に対して、暮れの支払いもままならない、もう少し待ってくんねがいと、年金もらうまでとかという、そういう高齢者の農家の方もいらっしゃるかもしれません。ですから、ここまで3,000円近くの下落となると大変お困りだろうなということも加味して、今回のご承認いただいた5,000円、さらには皆様からもご提案いただいたことで追加議案をいたしました。

それで、まずこの補助金を出しても、農家の継続には直接的には解決はならないという言葉も分かります。私の代で、俺の代でこの農機具がぼっこっちゃらば百姓やんねばいと言うし、息子はやんねえよという言葉もよく聞きますが、ただその中で一つの望みを持つのは、まず1つは、今、請負をしていただいている方々が大勢いらっしゃいますから、まず機械は小さな農家で持ち切りません。ですから、請負をしていただいている方々が集落営農、それから請負をすると。農地集積の事業もございしますが、そういった方々への今後ご支援も考えなくてはならないかもしれません。

もう一つは、あと担い手です。今回村内の約10軒近い若手担い手の方々と対談をしてきました。まだあと7軒ですか、7人の担い手の方々が残っておりますが、そういった方々とも今後話をしながら、どうやって地域の農業を守っていけるのかを模索をしていきたいし、そういうこれからやろうと、これから取り組むと。そういった人たちの目標と希望をかなえるためにも村としては支援策を講じなくてはならないという考えをしております。

それともう一つ、環境と地域の里山の保全と農地の保全はなかなか一体化しないのではないかというご意見、それはそのとおりであります。来年度以降立ち上げようとしている環境公社、これはまさに荒廃している農地、それから集落間のまず支障木も含めて様々な景観が損なわれつつあるこの本村をどうやって景観を維持していくかというのは、村の施策でありますから、やはり環境を守っていきたくと。そのためには民間の力をお借りしながらも、一つの法人として、そして利益を上げるように耕作放棄をしている放棄地の所有者の方々と交渉して、そしてその農地を耕作できるまでは至らなくても。そういった水田、畑が目につい

ています。もう柳の木が太くなって、どうにもならない状況がありますが。そういったその景観を守るためには、村の考え方を、哲学といいますかね、村の方針を決めなくてはなりません。その中の位置づけとして環境公社の位置づけで、これは地権者がいますから、勝手にはできないので、地権者と交渉できて、そして景観を最低限度でも管理水田、草刈り、あと放置して立木になって、まずその状況が続けば、村に若い方々もまた人口減少につながるということもあって、やっぱり美しい村をつくりたいと思っております。そのためにはやっぱり村民の力と、それからそういった公社の力、さらには行政の考え方、これがうまく三位一体とならないと実現できないと思っておりますので、そういった方向までも挑戦していきたいなと考えております。

以上です。

○議長（星 一彌君） ほかにありませんか。

遠藤君、最後になります。

○3番（遠藤貴人君） 私も近隣町村でやはり農業に従事している方とお付き合いさせていただいております、農業の話というのはそういった方々からお伺いすることが非常に多いんですけれども、非常に大きくやっている方もいらっしゃいますし、決してそんなに大きくやっていない方もいます。そういった方とお話をしたときに、これからのお米の値段どういうふうに考えていますかというふうに聞いたときに、私は平成26年に米価が下落したときに、もうここからお米の値段が上がることはないと思って、私は米の値段が下がっても何とかやっていけるように対策をして営農をしていますというようなことでした。この時代にあって、農業をするという道を選ぶということは、私はそれも含めて農業を選ぶということだと思っているので、下がるのが分かっているものに対して何もしないということは自分の食いぶちをなくしてしまうということだから、私は当然それに対して対策をしていますよというようなお話でありました。

先ほど雪中のお話がありましたけれども、これ5,000円よりは、私は1万円、1万円よりは2万円補助出せたほうが当然農家さんもそれはやっぱり喜ぶと思います。ただその送る炭がなくなってしまったとき、そういったときにどうするのかというようなことも非常に危惧しています。農林商工課長のほうから、基金の残高というものも額をしっかりと聞かせていただきました。基金の積み増しなどということは、今もって非常にこれは難しいことであろうというふうに思っております。ですから、今現在の基金6,300万というお金をどのように使っていくのかということが非常に要点だというふうに思っておりますが、今後お米の値段が

上がることはないというふうに農業に従事している方がおっしゃっておられます。この支援、今後ずっと続けていくおつもりでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 今回ご承認いただいたとして、残高は約4,000万になるわけですが、財源はもともと東電の賠償金の1億円を原資として、平成26年度の下落のときに3,000万以上の補填をしたということの残額でございます。今後米価がどのように下がるのかというのは我々にも予想が付きません。しかしながら、その時代背景にあって、そうした支援はしていく覚悟であります。ただ、私がいつも言うように、お金というのは税金ですから。ですから、困った方がいたときに炭を送ると。その炭の元は一体何なのかということも、多くの村民の方に分かっていたかなければならないし、当然ご指摘のように農業経営ってこれからどうすればいいのかということも、今の農家の方々には認定農業者もいらっしゃいますが、真剣に考えていただくと。それでまた国と県の支援策も併せて国家事業として膨大な支援を受けて、過去に早く言えば、持続できなかったという例もございますから。

ですから、そういうその必要以上の補助金がある大型事業というのは、これから大変だと思いますが、ただ今後また米価もどのように落ちていくか分かりません。その都度、私は支援をするか否かは皆さんと協議していきたいと思っておりますし、基金には限度があるということも踏まえていただきながらも、基金がなくなれば増資すればいいのではないかというご意見もいただいておりますが、将来的な財政事情、さらには今後財政は決して楽になってくるとは思いません。しかしながら、村税、地方財源も決して2倍に膨れ上がるということは考えられませんので、ですから、財政事情を鑑んで、今後支援策は考えていきたいと考えております。

○議長（星 一彌君） ほかにありませんか。

10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 追加議案に対して質問させていただきます。

世の中には、若い方には農家支援というのは様々な問題でいろいろあるんだろうと。農家というのは、昔から農家によって、私は環境を守っていただいたものだと思っております。農家支援イコール環境保全、環境の村をうたう本村にとって、これは一番大事なことであり、現状この環境維持しなかったならば、ますます人口減少、これは歯止め利かなくなるんだろうと私は思っております。まして今回の米価下落、これは農家というのは自分の田畑ばかり守っているわけじゃないんですよね。周辺の草刈りも畦畔も全部これやっているわけなんで

すよ。これが現状なくなったならば、ますます荒廃が進むだろうと私は思っております。そのための施策であって、私らはそのためにこれだけの米価が下落したんだから、行政に対して補填しろよと。補填しなかったら現状は維持できなくなっちゃう。現状を維持できなかったら、来年、再来年、この景観、誰守るんですかということなんですよ。そのためにとにかく現状を維持して、次の来年、再来年の農業施策、これは行政、そしてあと議員ももちろんですよ。農家も企業努力もあると思います。そういう施策を持っていくために、現状を維持するために取りあえず現状、農家を助けてくださいと。そういう思いで今回一般質問させていただきました。だから、新たな施策を行政としてどういう考えを持っているのか。今後の農業施策、再度トップにお聞きします。村長にお聞きします。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

○村長（関根政雄君） 農業の今後の新たな施策、やはり議員ご承知のとおり、本村の環境は非常に他町村から比較すると、よくありません。特に水田の状況、転作奨励をしてももう既に限度なんですよ。毎年、暗渠排水は補助金を投じながらさせていただいておりますが、今の現状の水田ではなかなか豆の転作も別な作物、エゴマの転作は難しい環境にあります。ですから、排水が悪い。また日影といいますか、中山間でありますから収量も低いというところで、今、環境の悪いところで農業を営んでいただく方には本当に大変な思いをされているなと思っております。

今後の農業の施策であります。先ほども答弁しましたとおり、やはりこの鮫川村でしかできないもの、高冷地でしかできないもの、これは模索する必要があるし、水田で別なものできるかという、なかなか限られております。さらにはあと、気になるのは畑作ですね。昔、葉たばこ、それから養蚕、コンニャクを作った畑が荒れております。先般、官沢地区のネギ栽培をしているということで視察に行っていました。若い女性が栽培を始めたということで関心があったものですから、現地に行って、非常に環境がいい畑なんです。なかなかやっぱり始まったばかりなので、雑草に負けてしまって栽培もおぼつかないというところかなと見てきましたが、そうやって挑戦しようと。新たな農業に挑戦しようとする若い方々、要するに担い手ですね。今、学生であってもこれから畜産を目指していきたいという学生が数人おります。さらには新規就農者もおります。ですから、そういった方々の夢と希望、これは何とかかなえるような支援と、それから村独自の新たな作物がないものかどうか。これを模索していきたいなと思っております。高冷地でしかできないもの、昭和村のカスミソウ、約5億円ぐらいの売上げがありますが、もう並大抵の努力ではありません。菅家さん

という方が中心となっておりますが、もう30年以上もかけて今日まで至っておりますが、やはり思いつきで別な作物を作っても必ず失敗はしますけれども、それはやっぱり重ねていくしかないし、それにはやっぱりある一定の民間の力、それと組織の力であります。行政が役場、農林商工課、行政が様々な提案しても、まず栽培技術、販売戦略、それから6次化加工、ここまではできません。ですから、私がいつも言うように、JA、農協さんとのタイアップも必要です。さらには6次化加工とするのであれば、民間の力も必要であります。本村で豆も耕作して、今、手・まめ・館で販売をしていただいて、非常に好評いただいておりますが、耕作者もこれから減ってくる一途をたどっておりますが、今、若い青年が豆と、それから独自の水稻を栽培したいという青年も実はおります。今回約10軒近くの青年たちとの対談、この復命書、私の手元に昨日届いたものですから、それは議員の皆様にお送りいたします。やっぱり村の若い方、彼たちがここまで考えているというのは一読していただければ、我々も応援してあげたいなど、そのように思いますから、後で議員各位に送らせていただきますが、これから担う人たちにも力を入れたいし、あと1つは、先輩たちの知恵ですね。あるこれからスマート農業をやろうとしている青年と、今まで農業を経営していたおやじさんと一緒の同席で話を聞きました。おやじは、そうだとしたことやたつとも無理だとはっきり言っています。そんな甘いもんでねえぞと。これはおやじの意見ですから。栽培するときにはここやんねえと駄目だつても言うんですけども、息子は息子なりにこれからもうスマホの時代に農業できますと。自分で営農計画立てているんですけども、やっぱりおやじはおやじなりの意見、これも大切にしなければなりません。やっぱり農業は長年のきねづかで経験した人たちの知恵もお借りしながら、そして若い人たちにそれを伝授していく。そのようなことを繰り返して行って高所得があつて、そして農家で食べていけるような、そのような本村の農業経営を目指したいと思っておりますので、議員各位も様々な情報をいただきたいし、様々なご提案も今後いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

関根浩治君。

まず、反対の発言から許します。

○1番（関根浩治君） 賛成なんで。

○議長（星 一彌君） 賛成の討論は、反対者の討論があつて、賛成の討論をいただきますんで、賛成討論は最初にいただきません。

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから議案第78号 令和3年度鮫川村一般会計補正予算（第7号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（星 一彌君） 以上で本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和3年第6回鮫川村議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

（午前10時55分）

上記会議次第は事務局長古舘甚子の記載したものであるが、  
その内容に相違ないことを証するためここに署名する

令和3年12月16日

議 長 星 一 彌

署 名 議 員 前 田 武 久

署 名 議 員 宗 田 雅 之